

第5回
館林市・板倉町合併協議会
会議資料

日時：平成29年6月26日（月）午後2時

場所：館林市文化会館 小ホール

報告第16号

館林市・板倉町合併協議会委員の変更について

館林市・板倉町合併協議会委員の変更について、別紙のとおり報告する。

平成29年6月26日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

板倉町委員の変更

平成29年6月に開催された板倉町議会第2回定例会において、板倉町議会副議長に今村好市氏が就任したことに伴い、同年6月6日付けで、本協議会委員を次のとおり変更した。

(敬称略)

規約	役職	変更後	変更前
2号委員	板倉町議会副議長	今村好市	荒井英世

【参考】

館林市・板倉町合併協議会規約（抜粋）

（委員）

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 両市町の副市長及び副町長
- (2) 両市町の議会の議長及び副議長
- (3) 両市町の議会から選出された議員各3名
- (4) 両市町の教育委員会の教育長
- (5) 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者
- (6) 両市町の長が協議して定めた両市町の職員
- (7) 協議会の設置請求代表者

2 委員は、非常勤とする。

議案第12号

合併協定項目21 介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成29年6月26日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目21 介護保険事業の取扱い
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 介護保険事業計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。2 介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。3 地域包括支援センターについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 1 介護保険事業の取扱い	関係項目	1 介護保険事業計画
調整方針	介護保険事業計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
	現 況		具体的な調整内容
	館 林 市	板 倉 町	
	<p>○館林市介護保険事業計画</p> <p>【目的】 介護保険法第117条に基づき、厚生労働大臣が定めた基本指針に即して、3年を1期とする市が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定める。</p> <p>【計画期間】 第6期 平成27年度～平成29年度 第7期 平成30年度～平成32年度 (平成29年度策定予定)</p> <p>【策定内容】 1 要介護者等の人数、要介護の程度等の状態及び介護サービス利用意向等を把握 2 必要なサービス量等を把握 3 必要なサービス量等に対して、現在のサービス基盤で提供が可能なサービス量等を把握 4 両者の差について、今後基盤整備を計画的に推進 5 計画的な整備を踏まえて、介護保険の事業費の見込みを算定し、保険料を決定</p>	<p>○板倉町介護保険事業計画</p> <p>【目的】 介護保険法第117条に基づき、厚生労働大臣が定めた基本指針に即して、3年を1期とする町が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定める。</p> <p>【計画期間】 第6期 平成27年度～平成29年度 第7期 平成30年度～平成32年度 (平成29年度策定予定)</p> <p>【策定内容】 1 要介護者等の人数、要介護の程度等の状態及び介護サービス利用意向等を把握 2 必要なサービス量等を把握 3 必要なサービス量等に対して、現在のサービス基盤で提供が可能なサービス量等を把握 4 両者の差について、今後基盤整備を計画的に推進 5 計画的な整備を踏まえて、介護保険の事業費の見込みを算定し、保険料を決定</p>	<p>介護保険事業計画については、合併時は、第7期事業計画（平成30年度～平成32年度）が計画実行中になるため、市町の計画をそのまま移行し、第8期事業計画（平成33年度～平成35年度）から新市で策定する。</p>

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 1 介護保険事業の取扱い	関係項目	2 介護保険料																															
調整方針	介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。																																	
現		況																																
館 林 市		板 倉 町																																
○介護保険料 【納付義務者】 市内に居住する65歳以上の者（第1号被保険者） 【介護保険料】 1 第6期保険料（平成27年度～平成29年度） 10段階を設定 2 基準月額 5,500円 基準年額 66,000円		○介護保険料 【納付義務者】 町内に居住する65歳以上の者（第1号被保険者） 【介護保険料】 1 第6期保険料（平成27年度～平成29年度） 9段階を設定 2 基準月額 4,700円 基準年額 56,400円																																
具体的な調整内容																																		
介護保険料については、介護保険事業計画で定められており、合併時は、第7期事業計画（平成30年度～平成32年度）が計画実行中になるため、市町の介護保険料をそのまま適用し、第8期事業計画（平成33年度～平成35年度）から新市で統一する。																																		
5	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>割合</th> <th>年額保険料</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>0.40 (0.45)</td> <td>26,400円 (29,700円)</td> <td>生活保護受給者 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>0.70</td> <td>46,200円</td> <td>世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>0.75</td> <td>49,500円</td> <td>世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超</td> </tr> </tbody> </table>	所得段階	割合	年額保険料	対象	第1段階	0.40 (0.45)	26,400円 (29,700円)	生活保護受給者 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	第2段階	0.70	46,200円	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	第3段階	0.75	49,500円	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>割合</th> <th>年額保険料</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>0.45 (0.50)</td> <td>25,400円 (28,200円)</td> <td>生活保護受給者 世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>0.75</td> <td>42,300円</td> <td>世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>0.75</td> <td>42,300円</td> <td>世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超</td> </tr> </tbody> </table>	所得段階	割合	年額保険料	対象	第1段階	0.45 (0.50)	25,400円 (28,200円)	生活保護受給者 世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	第2段階	0.75	42,300円	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	第3段階	0.75	42,300円	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超
所得段階	割合	年額保険料	対象																															
第1段階	0.40 (0.45)	26,400円 (29,700円)	生活保護受給者 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下																															
第2段階	0.70	46,200円	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下																															
第3段階	0.75	49,500円	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超																															
所得段階	割合	年額保険料	対象																															
第1段階	0.45 (0.50)	25,400円 (28,200円)	生活保護受給者 世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下																															
第2段階	0.75	42,300円	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下																															
第3段階	0.75	42,300円	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超																															

現 況				具体的な調整内容
館 林 市		板 倉 町		
第 4 段階	0.90	59,400 円	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	
第 5 段階	1.00	66,000 円	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超	
第 6 段階	1.15	75,900 円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円未満	
第 7 段階	1.30	85,800 円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満	
第 8 段階	1.55	102,300 円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上 300 万円未満	
第 9 段階	1.80	118,800 円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上 500 万円未満	
第 10 段階	2.00	132,000 円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 500 万円以上	
		※第 1 段階の年額保険料は、平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度において 25,400 円（割合 0.45）に減額賦課する。 なお、カッコ書きは、公費による負担軽減前の保険料（率）。		
		※第 1 段階の年額保険料は、平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度において 26,400 円（割合 0.40）に減額賦課する。 なお、カッコ書きは、公費による負担軽減前の保険料（率）。		

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
【納期（普通徴収）】	【納期（普通徴収）】	
第1期 7月1日から同月31日まで	第1期 7月1日から同月31日まで	
第2期 8月1日から同月31日まで	第2期 8月1日から同月31日まで	
第3期 9月1日から同月30日まで	第3期 9月1日から同月30日まで	
第4期 10月1日から同月31日まで	第4期 10月1日から同月31日まで	
第5期 11月1日から同月30日まで	第5期 11月1日から同月30日まで	
第6期 12月1日から同月25日まで	第6期 12月1日から同月25日まで	
第7期 翌年1月1日から同月31日まで	第7期 翌年1月1日から同月31日まで	
第8期 翌年2月1日から同月末日まで	第8期 翌年2月1日から同月末日まで	

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 1 介護保険事業の取扱い	関係項目	3 地域包括支援センター
調整方針	地域包括支援センターについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>○地域包括支援センター</p> <p>【目的】 介護予防支援事業及び包括的支援事業等を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。</p> <p>【設置圏域】 館林市内4地区 第1圏域：館林地区の一部、郷谷地区、大島地区 第2圏域：六郷地区の一部、三野谷地区 第3圏域：多々良地区、渡瀬地区 第4圏域：館林地区の一部、赤羽地区、六郷地区の一部</p> <p>【センターの名称】 1 館林市クローバー荘地域包括支援センター （社会福祉法人ポプラ会） 2 館林市新橋地域包括支援センター （医療法人社団田口会） 3 館林市東毛光生園地域包括支援センター （社会福祉法人光生会） 4 館林市社会福祉協議会地域包括支援センター （社会福祉法人館林市社会福祉協議会）</p>	<p>○地域包括支援センター</p> <p>【目的】 介護予防支援事業及び包括的支援事業等を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。</p> <p>【設置圏域】 板倉町全域1地区</p> <p>【センターの名称】 板倉町地域包括支援センター</p>	<p>地域包括支援センターについては、介護保険事業計画で定められており、合併時は、第7期事業計画（平成30年度～平成32年度）が計画実行中になるため現行のとおりとし、第8期事業計画（平成33年度～平成35年度）から再編する。</p>	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>【運営体制】</p> <p>1 運営方法 社会福祉法人等（4法人）へ委託 委託料 15,600 千円／1か所</p>	<p>【運営体制】</p> <p>1 運営方法 直営</p> <p>2 職員体制 保健師 1名（常勤） 社会福祉士 1名（常勤） 主任介護支援専門員 1名（常勤）</p>	

議案第13号

合併協定項目23-10 障がい者福祉事業について

障がい者福祉事業について、次のとおり提案する。

平成29年6月26日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目23-10 障がい者福祉事業
調整方針	<p>1 障害者総合支援法に係る事業については、事業内容がすべて同一の事業は、現行のとおり新市において継続する。ただし、事業内容が異なる事業については、合併時に統合し、入浴サービス事業及び日中一時支援事業については、合併時に再編する。</p> <p>2 市町が独自に行う事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 福祉タクシー料金支援事業については、合併時に再編する。</p> <p>(2) 心身障がい者就職祝金支給事業については、合併時に統合する。</p> <p>(3) 特定疾患患者等見舞金支給事業については、合併時に統合する。</p>

	<p>(4) 身体障がい者自立更生奨励金支給事業については、合併時に統合する。</p> <p>(5) 在宅重度障がい者介護慰労金支給事業については、合併時に統合する。</p>
--	---

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-10 障がい者福祉事業	関係項目	1 障害者総合支援法に関する事業
調整方針	障害者総合支援法に関する事業については、事業内容がすべて同一の事業は、現行のとおり新市において継続する。ただし、事業内容が異なる事業については、合併時に統合し、入浴サービス事業及び日中一時支援事業については、合併時に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
1 障がい支援区分認定審査会 【名称】 館林市外五町障害支援区分認定審査会 【目的】 介護給付等の支給に必要な障がい支援区分（「非該当」及び「区分1～6」）の審査及び判定等の審査判定業務を行う。 【概要】 (1) 共同設置市町 館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町 (2) 委員定数 48人 (3) 委員等報酬 会 長 日額 15,000 円 委員長 日額 15,000 円 医 師 日額 15,000 円 委 員 日額 10,000 円 (4) 負担割合 均等割及び審査判定処理件数割	1 障がい支援区分認定審査会 【名称】 館林市外五町障害支援区分認定審査会 【目的】 介護給付等の支給に必要な障がい支援区分（「非該当」及び「区分1～6」）の審査及び判定等の審査判定業務を行う。 【概要】 (1) 共同設置市町 館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町 (2) 委員定数 48人 (3) 委員等報酬 会 長 日額 15,000 円 委員長 日額 15,000 円 医 師 日額 15,000 円 委 員 日額 10,000 円 (4) 負担割合 均等割及び審査判定処理件数割	具体的な調整内容 障がい支援区分認定審査会については、現行のとおり新市において継続する。	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>2 自立支援給付（介護給付）</p> <p>【目的】 障がい福祉サービスの利用を希望する障がい者に対して、介護の支援を受けるための介護給付の支給決定をすることにより、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができるようにする。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者 市内に住所のある障がい者</p> <p>(2) 介護給付の内容 居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援、短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護、施設入所支援、共同生活介護（ケアホーム）</p> <p>(3) 実施時期 通年</p>	<p>2 自立支援給付（介護給付）</p> <p>【目的】 障がい福祉サービスの利用を希望する障がい者に対して、介護の支援を受けるための介護給付の支給決定をすることにより、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができるようにする。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者 町内に住所のある障がい者</p> <p>(2) 介護給付の内容 居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援、短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護、施設入所支援、共同生活介護（ケアホーム）</p> <p>(3) 実施時期 通年</p>	<p>自立支援給付（介護給付）については、現行のとおり新市において継続する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>3 自立支援給付（訓練等給付）</p> <p>【目的】 障がい福祉サービスの利用を希望する障がい者に対して、訓練等の支援を受けるための訓練等給付の支給決定をすることにより、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができるようにする。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者 市内に住所のある障がい者</p> <p>(2) 訓練等給付の内容 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）</p> <p>(3) 実施時期 通年</p>	<p>3 自立支援給付（訓練等給付）</p> <p>【目的】 障がい福祉サービスの利用を希望する障がい者に対して、訓練等の支援を受けるための訓練等給付の支給決定をすることにより、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができるようにする。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者 町内に住所のある障がい者</p> <p>(2) 訓練等給付の内容 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）</p> <p>(3) 実施時期 通年</p>	<p>自立支援給付（訓練等給付）については、現行のとおり新市において継続する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>4 自立支援医療（更生医療）</p> <p>【目的】 身体上の障がい除去又は軽減し、日常生活能力や職業訓練能力の回復を図ることを目的として自立支援医療費を給付する。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者 身体障害者手帳を所持する18歳以上の身体障がい者</p> <p>(2) 給付内容 都道府県の指定を受けた自立支援医療機関における医療の提供</p> <p>(3) 利用者負担 費用の1割を自己負担とし、所得に応じて自己負担上限月額を決定する。</p>	<p>4 自立支援医療（更生医療）</p> <p>【目的】 身体上の障がい除去又は軽減し、日常生活能力や職業訓練能力の回復を図ることを目的として自立支援医療費を給付する。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者 身体障害者手帳を所持する18歳以上の身体障がい者</p> <p>(2) 給付内容 都道府県の指定を受けた自立支援医療機関における医療の提供</p> <p>(3) 利用者負担 費用の1割を自己負担とし、所得に応じて自己負担上限月額を決定する。</p>	<p>自立支援医療（更生医療）については、現行のとおり新市において継続する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>5 自立支援医療（育成医療）</p> <p>【目的】 身体上の障がい除去又は軽減し、日常生活能力の回復を図ることを目的として自立支援医療費を給付する。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者 18歳未満の身体障がい者</p> <p>(2) 給付内容 都道府県の指定を受けた自立支援医療機関における医療の提供</p> <p>(3) 利用者負担 費用の1割を自己負担とし、所得に応じて自己負担上限月額を決定する。</p>	<p>5 自立支援医療（育成医療）</p> <p>【目的】 身体上の障がい除去又は軽減し、日常生活能力の回復を図ることを目的として自立支援医療費を給付する。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者 18歳未満の身体障がい者</p> <p>(2) 給付内容 都道府県の指定を受けた自立支援医療機関における医療の提供</p> <p>(3) 利用者負担 費用の1割を自己負担とし、所得に応じて自己負担上限月額を決定する。</p>	<p>自立支援医療（育成医療）については、現行のとおり新市において継続する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>6 補装具費支給事業</p> <p>【目的】 障がい者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障がい児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長する。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者 障害者手帳所持者</p> <p>(2) 支給内容 身体障がい者（児）に対する補装具の購入及びその修理にかかる費用の助成</p> <p>(3) 補装具種目 義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障がい者用意思伝達装置等</p> <p>(4) 利用者負担 費用の1割を自己負担とし、所得に応じて自己負担上限月額を決定する。</p>	<p>6 補装具費支給事業</p> <p>【目的】 障がい者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障がい児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長する。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者 障害者手帳所持者</p> <p>(2) 支給内容 身体障がい者（児）に対する補装具の購入及びその修理にかかる費用の助成</p> <p>(3) 補装具種目 義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障がい者用意思伝達装置等</p> <p>(4) 利用者負担 費用の1割を自己負担とし、所得に応じて自己負担上限月額を決定する。</p>	<p>補装具費支給事業については、現行のとおり新市において継続する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>7 障がい児通所給付費</p> <p>【目的】 心身障がい児に対し、集合療育訓練の場を提供し、在宅の知的・肢体不自由等の障がいをもつ幼児の生活指導及び機能訓練を行う。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) サービス対象者及び内容</p> <p>① 児童発達支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：障がい児、発達障がい児、療育を必要とする児童 ・内容：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等 <p>② 医療型児童発達支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援を必要とする肢体不自由児 ・内容：児童発達支援及び治療の提供 <p>③ 放課後等デイサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：学校に就学する障がい児 ・内容：放課後や夏休み等の長期休暇中における生活能力向上のために必要な訓練等 <p>④ 保育所等訪問支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：保育所等を利用する障がい児 ・内容：保育所等の訪問による集団生活への適応のための専門的な支援 	<p>7 障がい児通所給付費</p> <p>【目的】 心身障がい児に対し、集合療育訓練の場を提供し、在宅の知的・肢体不自由等の障がいをもつ幼児の生活指導及び機能訓練を行う。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) サービス対象者及び内容</p> <p>① 児童発達支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：障がい児、発達障がい児、療育を必要とする児童 ・内容：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等 <p>② 医療型児童発達支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援を必要とする肢体不自由児 ・内容：児童発達支援及び治療の提供 <p>③ 放課後等デイサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：学校に就学する障がい児 ・内容：放課後や夏休み等の長期休暇中における生活能力向上のために必要な訓練等 <p>④ 保育所等訪問支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：保育所等を利用する障がい児 ・内容：保育所等の訪問による集団生活への適応のための専門的な支援 	<p>障がい児通所給付費については、現行のとおり新市において継続する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>⑤ 障害児相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：障害児通所支援（児童発達支援等）を利用する障がい児 ・内容：障害児支援利用計画の作成、障害児通所支援の利用後のモニタリング <p>(2) 利用者負担 費用の1割を自己負担とし、所得に応じて自己負担上限月額を決定する。</p>	<p>⑤ 障害児相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：障害児通所支援（児童発達支援等）を利用する障がい児 ・内容：障害児支援利用計画の作成、障害児通所支援の利用後のモニタリング <p>(2) 利用者負担 費用の1割を自己負担とし、所得に応じて自己負担上限月額を決定する。</p>	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>8 相談支援事業</p> <p>【目的】 障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 実施体制 相談支援センターほっと 社会福祉法人館邑会へ委託</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① 相談事業 生活相談、就労相談、施設入所相談、権利擁護相談、福祉サービス利用相談等</p> <p>② 支援事業 相談内容の傾聴、家庭訪問、窓口手続き支援、施設見学同行、困難ケース対応、自立支援協議会への指導及び助言等</p> <p>(3) 地域自立支援協議会 館林市外五町地域自立支援協議会 (館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町)</p>	<p>8 相談支援事業</p> <p>【目的】 障がい者若しくは障がい児又はその保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 実施体制 相談支援センターほっと 社会福祉法人館邑会へ委託</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① 相談事業 生活相談、就労相談、施設入所相談、権利擁護相談、福祉サービス利用相談等</p> <p>② 支援事業 相談内容の傾聴、家庭訪問、窓口手続き支援、施設見学同行、困難ケース対応、自立支援協議会への指導及び助言等</p> <p>(3) 地域自立支援協議会 館林市外五町地域自立支援協議会 (館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町)</p>	<p>相談支援事業については、現行のとおり新市において継続する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>9 地域活動支援センター事業</p> <p>【目的】 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターを設置することにより、障がい者（児）の地域生活支援の促進を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者</p> <p>① 身体障害者手帳所持者</p> <p>② 療育手帳所持者</p> <p>③ 精神保健福祉法第5条に規定する精神障がい者</p> <p>(2) 施設名</p> <p>① 館林福祉作業所（指定管理） （社会福祉法人群馬県社会福祉事業団）</p> <p>② 地域活動支援センタースワン（委託） （社会福祉法人館林つつじ会）</p> <p>③ 地域活動支援センター若草作業所（委託） （NPO法人若草会）</p> <p>(3) 実施内容 利用者に対し創作的活動や生産活動の機会の提供、地域との交流の場を提供する事業（基礎的事業）を行う。</p>	<p>9 地域活動支援センター事業</p> <p>【目的】 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターを設置することにより、障がい者等の地域生活支援の促進を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者</p> <p>① 身体障害者手帳所持者</p> <p>② 療育手帳所持者</p> <p>③ 精神保健福祉法第5条に規定する精神障がい者</p> <p>(2) 施設名 板倉町障害者生産活動センター（指定管理） （社会福祉法人板倉町社会福祉協議会）</p> <p>(3) 実施内容 利用者に対し創作的活動や生産活動の機会の提供、地域との交流の場を提供する事業（基礎的事業）を行う。</p>	<p>地域活動支援センター事業については、現行のとおり新市において継続する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>10 成年後見制度等利用支援事業</p> <p>【目的】 認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者等が有する能力を活用し、自立した日常生活を営むことができる環境を整備する。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者 配偶者及び2親等以内の親族がいない又は支援を受けられない知的障がい者又は精神障がい者</p> <p>(2) 支援内容 成年後見制度の審判請求に要する経費、後見人等の報酬費用の全部又は一部を補助する。 在宅 上限月額 28,000 円 施設入所 上限月額 18,000 円</p> <p>(3) 実施時期 随時</p>	<p>10 成年後見制度等利用支援事業</p> <p>【目的】 認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者等が有する能力を活用し、自立した日常生活を営むことができる環境を整備する。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者 配偶者及び2親等以内の親族がいない又は支援を受けられない知的障がい者又は精神障がい者</p> <p>(2) 支援内容 成年後見制度の審判請求に要する経費、後見人等の報酬費用の全部又は一部を補助する。 在宅 上限月額 28,000 円 施設入所 上限月額 18,000 円</p> <p>(3) 実施時期 随時</p>	<p>成年後見制度等利用支援事業については、現行のとおり新市において継続する。</p>

現 況		具体的な調整内容																			
館 林 市	板 倉 町																				
<p>1 1 日中一時支援（登録介護者）事業</p> <p>【目的】 心身障がい児（者）の介護を行う保護者が、一時的に介護ができない場合に、あらかじめ市へ登録を行っている登録介護者に介護を委託することにより、心身障がい児（者）の福祉及び介護者の負担軽減を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者</p> <p>① 在宅の重度・中軽度知的障がい児（者） ② 在宅の重度身体障がい児（者） ③ 在宅の中軽度身体障がい児 ④ 在宅の発達障がい児</p> <p>(2) 支援内容 食事、排泄、衣類着脱、入浴等の介護、身体の清拭、洗髪等の介護等</p> <p>(3) 利用者負担額（1単位：30分あたり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重度知的障がい児（者） 重度身体障がい児（者）</th> <th>中軽度知的障がい児（者） 中軽度身体障がい児 発達障がい児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の世帯</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 実施時期 通年</p>		区分	重度知的障がい児（者） 重度身体障がい児（者）	中軽度知的障がい児（者） 中軽度身体障がい児 発達障がい児	生活保護世帯	0円	0円	上記以外の世帯	100円	100円	<p>1 1 日中一時支援（登録介護者）事業</p> <p>【目的】 心身障がい児（者）の介護を行う保護者が、一時的に介護ができない場合に、あらかじめ町へ登録を行っている登録介護者に介護を委託することにより、心身障がい児（者）の福祉及び介護者の負担軽減を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者</p> <p>① 在宅の重度・中軽度知的障がい児（者） ② 在宅の重度身体障がい児（者） ③ 在宅の中軽度身体障がい児 ④ 在宅の発達障がい児</p> <p>(2) 支援内容 食事、排泄、衣類着脱、入浴等の介護、身体の清拭、洗髪等の介護等</p> <p>(3) 利用者負担額（1単位：30分あたり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重度知的障がい児（者） 重度身体障がい児（者）</th> <th>中軽度知的障がい児（者） 中軽度身体障がい児 発達障がい児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の世帯</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 実施時期 通年</p>	区分	重度知的障がい児（者） 重度身体障がい児（者）	中軽度知的障がい児（者） 中軽度身体障がい児 発達障がい児	生活保護世帯	0円	0円	上記以外の世帯	100円	100円	<p>日中一時支援（登録介護者）事業については、現行のとおり新市において継続する。</p>
区分	重度知的障がい児（者） 重度身体障がい児（者）	中軽度知的障がい児（者） 中軽度身体障がい児 発達障がい児																			
生活保護世帯	0円	0円																			
上記以外の世帯	100円	100円																			
区分	重度知的障がい児（者） 重度身体障がい児（者）	中軽度知的障がい児（者） 中軽度身体障がい児 発達障がい児																			
生活保護世帯	0円	0円																			
上記以外の世帯	100円	100円																			

現 況																				
館 林 市	板 倉 町																			
<p>1 2 日中一時支援（サービスステーション）事業</p> <p>【目的】 心身障がい児（者）の介護を行う保護者が、一時的に介護ができない場合に、県へ登録を行っているサービスステーションに介護を委託することにより、心身障がい児（者）の福祉及び介護者の負担軽減を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者</p> <p>① 在宅の重度・中軽度知的障がい児（者） ② 在宅の重度身体障がい児（者） ③ 在宅の中軽度身体障がい児 ④ 在宅の発達障がい児</p> <p>(2) 支援内容 食事、排泄、衣類着脱、入浴等の介護、身体の清拭、洗髪等の介護等及び生活支援（本人支援、生活訓練等）</p> <p>(3) 利用者負担額（1単位：30分あたり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重度知的障がい児（者） 重度身体障がい児（者）</th> <th>中軽度知的障がい児（者） 中軽度身体障がい児 発達障がい児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の世帯</td> <td>200円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 実施時期 通年</p>	区分	重度知的障がい児（者） 重度身体障がい児（者）	中軽度知的障がい児（者） 中軽度身体障がい児 発達障がい児	生活保護世帯	0円	0円	上記以外の世帯	200円	200円	<p>1 2 日中一時支援（サービスステーション）事業</p> <p>【目的】 心身障がい児（者）の介護を行う保護者が、一時的に介護ができない場合に、県へ登録を行っているサービスステーションに介護を委託することにより、心身障がい児（者）の福祉及び介護者の負担軽減を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者</p> <p>① 在宅の重度・中軽度知的障がい児（者） ② 在宅の重度身体障がい児（者） ③ 在宅の中軽度身体障がい児 ④ 在宅の発達障がい児</p> <p>(2) 支援内容 食事、排泄、衣類着脱、入浴等の介護、身体の清拭、洗髪等の介護等及び生活支援（本人支援、生活訓練等）</p> <p>(3) 利用者負担額（1単位：30分あたり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重度知的障がい児（者） 重度身体障がい児（者）</th> <th>中軽度知的障がい児（者） 中軽度身体障がい児 発達障がい児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の世帯</td> <td>200円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 実施時期 通年</p>	区分	重度知的障がい児（者） 重度身体障がい児（者）	中軽度知的障がい児（者） 中軽度身体障がい児 発達障がい児	生活保護世帯	0円	0円	上記以外の世帯	200円	200円	<p>日中一時支援（サービスステーション）事業については、現行のとおり新市において継続する。</p>
区分	重度知的障がい児（者） 重度身体障がい児（者）	中軽度知的障がい児（者） 中軽度身体障がい児 発達障がい児																		
生活保護世帯	0円	0円																		
上記以外の世帯	200円	200円																		
区分	重度知的障がい児（者） 重度身体障がい児（者）	中軽度知的障がい児（者） 中軽度身体障がい児 発達障がい児																		
生活保護世帯	0円	0円																		
上記以外の世帯	200円	200円																		

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>1 3 心身障がい児集団活動・訓練事業</p> <p>【目的】 特別支援学校等の放課後、学齢期にある心身障がい児に対し集団活動や社会適応訓練を行い、地域社会が一体となってその主体性、社会性を育成し障がい児の自立の促進を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者 市内に居住し特別支援学校等に通学する心身障がい児で、通所による指導になじむ者。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① 集団生活への適応訓練、社会適応訓練 ② 自主性、社会性の向上及び余暇活動の助長 ③ 基礎的な育成の指導</p>	<p>1 3 心身障がい児集団活動・訓練事業</p> <p>【目的】 特別支援学校等の放課後、学齢期にある心身障がい児に対し集団活動や社会適応訓練を行い、地域社会が一体となってその主体性、社会性を育成し障がい児の自立の促進を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者 町内に居住し特別支援学校等に通学する心身障がい児で、通所による指導になじむ者。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① 集団生活への適応訓練、社会適応訓練 ② 自主性、社会性の向上及び余暇活動の助長 ③ 基礎的な育成の指導</p>	<p>心身障がい児集団活動・訓練事業については、現行のとおり新市において継続する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>1 4 移動支援事業</p> <p>【目的】 屋外での移動が困難な障がい者（児）について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者</p> <p>① 屋外での活動に著しい制限のある視覚障がい者（児）</p> <p>② 重度訪問介護サービスの提供を受けていない全身性障がい者（児）</p> <p>③ 行動援護サービスの提供を受けていない知的障がい者（児）又は精神障がい者</p> <p>(2) 支援内容 社会生活上不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援</p> <p>(3) 支援形態 個別支援型、グループ支援型</p> <p>(4) 利用者負担 基準単価の1割を自己負担とする。</p> <p>(5) 実施時期 通年</p> <p>(6) 実施方法 事業者10か所へ委託</p>	<p>1 4 移動支援事業</p> <p>【目的】 屋外での移動が困難な障がい者（児）について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促す。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者</p> <p>① 屋外での活動に著しい制限のある視覚障がい者（児）</p> <p>② 重度訪問介護サービスの提供を受けていない全身性障がい者（児）</p> <p>③ 行動援護サービスの提供を受けていない知的障がい者（児）又は精神障がい者</p> <p>(2) 支援内容 社会生活上不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援</p> <p>(3) 支援形態 個別支援型</p> <p>(4) 利用者負担 基準単価の1割を自己負担とする。</p> <p>(5) 実施時期 通年</p> <p>(6) 実施方法 事業者4か所へ委託</p>	<p>移動支援事業については、事業の支援形態が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>1 5 手話通訳者・要約筆記者派遣事業</p> <p>【目的】 意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等とその他の者との意思疎通を支援するために、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、聴覚障がい者等の自立及び社会参加を促進する。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者 市内に居住する聴覚障がい者等</p> <p>(2) 実施体制 社会福祉法人館林市社会福祉協議会へ委託し、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する。</p> <p>(3) 派遣手当</p> <p>① 群馬県認定手話通訳者</p> <p>ア) 報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1時間以内 3,000円 (以降30分毎1,500円) ・ 報告書作成料 500円/1件 <p>イ) 手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外割増手当 報酬額の25% (17:00～22:00 及び 5:00～8:00) ・ 報酬額の50% (22:00～5:00) ・ 遠距離手当 2,000円 <p>ウ) 交通費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1km当たり 37円 	<p>1 5 手話通訳者・要約筆記者派遣事業</p> <p>【目的】 聴覚障がい者等とその他の者との社会生活上の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、意思伝達の手段を確保することにより、聴覚障がい者等の福祉の増進を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者 町内に居住する聴覚障がい者等</p> <p>(2) 実施体制 群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザへ委託し、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する。</p> <p>(3) 派遣手当</p> <p>① 群馬県認定手話通訳者</p> <p>ア) 報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1時間以内 3,000円 (以降30分毎1,500円) ・ 報告書作成料 500円/1件 <p>イ) 手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外割増手当 報酬額の25% (17:00～22:00 及び 5:00～8:00) ・ 報酬額の50% (22:00～5:00) ・ 遠距離手当 2,000円 <p>ウ) 交通費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1km当たり 37円 	<p>手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、実施体制及び手話通訳者の派遣手当が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>② ①以外の手話通訳者 なし</p> <p>③ 要約筆記者</p> <p>ア) 報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1時間以内 1,500円 (以降30分毎750円) ・ 報告書作成料 500円/1件 <p>イ) 手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外割増手当 報酬額の25% (17:00~22:00 及び 5:00~8:00) 報酬額の50% (22:00~5:00) ・ 遠距離手当 2,000円 <p>ウ) 交通費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1km当たり 37円 <p>(4) 実施時期 通年 (随時)</p>	<p>② ①以外の手話通訳者</p> <p>ア) 報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1時間以内 1,000円 (以降1時間毎1,000円) ・ 報告書作成料 500円/1件 <p>イ) 手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外割増手当 報酬額の50% (17:00~8:00) ・ 遠距離手当 2,000円 <p>ウ) 交通費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1km当たり 37円 <p>③ 要約筆記者</p> <p>ア) 報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1時間以内 1,500円 (以降30分毎750円) ・ 報告書作成料 500円/1件 <p>イ) 手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外割増手当 報酬額の25% (17:00~22:00 及び 5:00~8:00) 報酬額の50% (22:00~5:00) ・ 遠距離手当 2,000円 <p>ウ) 交通費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1km当たり 37円 <p>(4) 実施時期 通年 (随時)</p>	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>1 6 手話通訳者設置事業</p> <p>【目的】 聴覚障がい者等に対し、手話通訳者を設置し、窓口での手続きや相談時の通訳を行い、意思疎通の円滑化を図ることにより社会参加を促進する。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 実施体制 社会福祉法人館林市社会福祉協議会へ委託 手話通訳者 1人設置 月・木・金曜日：市役所に配置 火・水曜日：社会福祉協議会に配置</p> <p>(2) 業務内容 市役所来庁時の通訳業務及び手話通訳者派遣事業に関する業務</p>	<p>1 6 手話通訳者設置事業 事業なし</p>	<p>手話通訳者設置事業については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具 体 的 な 調 整 内 容																																
館 林 市	板 倉 町																																	
<p>17 障がい者（児）日常生活用具等給付事業</p> <p>【目的】 重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者 市内に住所を有する在宅の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者、発達障がい者、難病患者等</p> <p>(2) 給付品目 介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具 ※館林市のみ：在宅血液透析排水処理槽 動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） 視覚障がい者用音声ICタグレコーダー</p> <p>(3) 利用者負担額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯階層区分</th> <th>利用者負担額</th> <th>月額負担上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>0円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯</td> <td>1割</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市民税課税世帯</td> <td>均等割のみ及び所得割200,000円未満世帯</td> <td>1割 24,600円</td> </tr> <tr> <td>所得割200,000円以上世帯</td> <td>1割 37,200円</td> </tr> <tr> <td>所得割460,000円以上</td> <td>全額 —</td> </tr> </tbody> </table>	世帯階層区分	利用者負担額	月額負担上限額	生活保護世帯	0円	—	市民税非課税世帯	1割	0円	市民税課税世帯	均等割のみ及び所得割200,000円未満世帯	1割 24,600円	所得割200,000円以上世帯	1割 37,200円	所得割460,000円以上	全額 —	<p>17 障がい者（児）日常生活用具等給付事業</p> <p>【目的】 重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者 町内に住所を有する在宅の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者等</p> <p>(2) 給付品目 介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具 ※板倉町のみ：視覚障がい者用ワードプロセッサ（共同利用）</p> <p>(3) 利用者負担額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯階層区分</th> <th>利用者負担額</th> <th>月額負担上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>0円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>町民税非課税世帯</td> <td>0円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">町民税課税世帯</td> <td>均等割のみ及び所得割235,000円未満世帯</td> <td>1割 24,600円</td> </tr> <tr> <td>所得割235,000円以上世帯</td> <td>1割 37,200円</td> </tr> <tr> <td>所得割460,000円以上</td> <td>全額 —</td> </tr> </tbody> </table>	世帯階層区分	利用者負担額	月額負担上限額	生活保護世帯	0円	—	町民税非課税世帯	0円	—	町民税課税世帯	均等割のみ及び所得割235,000円未満世帯	1割 24,600円	所得割235,000円以上世帯	1割 37,200円	所得割460,000円以上	全額 —	<p>障がい者（児）日常生活用具等給付事業については、対象者、給付品目及び利用者負担額が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>
世帯階層区分	利用者負担額	月額負担上限額																																
生活保護世帯	0円	—																																
市民税非課税世帯	1割	0円																																
市民税課税世帯	均等割のみ及び所得割200,000円未満世帯	1割 24,600円																																
	所得割200,000円以上世帯	1割 37,200円																																
	所得割460,000円以上	全額 —																																
世帯階層区分	利用者負担額	月額負担上限額																																
生活保護世帯	0円	—																																
町民税非課税世帯	0円	—																																
町民税課税世帯	均等割のみ及び所得割235,000円未満世帯	1割 24,600円																																
	所得割235,000円以上世帯	1割 37,200円																																
	所得割460,000円以上	全額 —																																

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>1 8 身体障がい者自動車運転免許取得費補助事業</p> <p>【目的】 肢体不自由者が普通自動車運転免許を取得する場合、その取得に要する経費の一部を補助し、障がい者の就労等社会活動への参加の促進を図り、福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者</p> <p>① 市内に住所を有する者</p> <p>② 身体障害者手帳を所持する肢体不自由者</p> <p>③ 自動車等の運転適性検査に合格し、免許を取得しようとする者</p> <p>④ 前年の所得税年額 120,000 円以下の者</p> <p>⑤ 過去に運転免許を失効又は取り消しの行政処分を受けたことがない者</p> <p>(2) 補助内容</p> <p>① 補助基準限度額 上限 210,000 円</p> <p>② 補助率</p> <p>ア) 生活保護者、市民税非課税の者、市民税均等割のみ課税の者 10 / 10</p> <p>イ) ア)以外の所得税非課税の者 5 / 10</p> <p>ウ) 所得税年額 120,000 円以下の者 1 / 3</p>	<p>1 8 身体障がい者自動車運転免許取得費補助事業</p> <p>【目的】 肢体に障がいをもつ者が普通自動車免許を取得する場合、当該取得費用の一部を補助することで、障がい者の就労等社会活動への参加の促進を図り、福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者</p> <p>① 町内に住所を有する者</p> <p>② 身体障害者手帳を所持する肢体不自由者</p> <p>③ 自動車等の運転適性検査に合格し、免許を取得しようとする者</p> <p>④ 当該年度の市町村民税所得割額 160,000 円未満の世帯に属する者</p> <p>(2) 補助内容</p> <p>① 補助基準限度額 上限 210,000 円</p> <p>② 補助率</p> <p>ア) 生活保護者、市町村民税非課税の者、市町村民税均等割のみ課税の者 10 / 10</p> <p>イ) ア)以外の所得税非課税の者 5 / 10</p> <p>ウ) 当該年度の市町村民税所得割額 160,000 円未満の世帯に属する者 1 / 3</p>	<p>身体障がい者自動車運転免許取得費補助事業については、対象者及び補助内容が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具 体 的 な 調 整 内 容																																														
館 林 市		板 倉 町																																														
<p>19 入浴サービス事業</p> <p>【目的】 身体上の障がい等により日常生活を営むのに支障のある在宅の重度の障がい者に対し、居宅を訪問して入浴サービスを行うことにより、障がい者等の福祉の増進を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者 市内に居住する居宅で入浴することが困難な重度身体障がい者（児）及び重症心身障がい者（児）</p> <p>(2) 利用回数 1人につきおおむね週2回まで</p> <p>(3) 利用者負担額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">利用者世帯の所得階層区分</th> <th>利用者負担 (1回あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>生活保護世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>前年所得税非課税世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>9,600円以下世帯</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>9,601円以上32,400円以下世帯</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>32,401円以上42,000円以下世帯</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>42,001円以上世帯</td> <td>650円</td> </tr> </tbody> </table>		利用者世帯の所得階層区分		利用者負担 (1回あたり)	A	生活保護世帯	0円	B	前年所得税非課税世帯	0円	C	9,600円以下世帯	200円	D	9,601円以上32,400円以下世帯	350円	E	32,401円以上42,000円以下世帯	500円	F	42,001円以上世帯	650円	<p>19 入浴サービス事業</p> <p>【目的】 在宅における身体障がい者の生活を支援するため、移動入浴車での訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者</p> <p>① 町内に居住する身体障害者手帳の所持者で、自力又は家族の介助のみでは入浴が困難な在宅の身体障がい者</p> <p>② 他の法律による訪問入浴サービスを受けていない者</p> <p>(2) 利用回数 1人につき週1回まで</p> <p>(3) 利用者負担額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">利用者世帯の所得階層区分</th> <th>利用者負担 (1回あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>生活保護法の被保護者</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>当該年度分の市町村民税非課税の者</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>C1</td> <td>当該年度分の市町村民税均等割のみ課税の者</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>C2</td> <td>当該年度分の市町村民税所得割が課税の者</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>D1</td> <td rowspan="4">前年分所得税年額</td> <td>0円～30,000円</td> </tr> <tr> <td>D2</td> <td>30,001円～80,000円</td> </tr> <tr> <td>D3</td> <td>80,001円～140,000円</td> </tr> <tr> <td>D4</td> <td>140,001円～280,000円</td> </tr> </tbody> </table>		利用者世帯の所得階層区分		利用者負担 (1回あたり)	A	生活保護法の被保護者	0円	B	当該年度分の市町村民税非課税の者	0円	C1	当該年度分の市町村民税均等割のみ課税の者	50円	C2	当該年度分の市町村民税所得割が課税の者	100円	D1	前年分所得税年額	0円～30,000円	D2	30,001円～80,000円	D3	80,001円～140,000円	D4	140,001円～280,000円
利用者世帯の所得階層区分		利用者負担 (1回あたり)																																														
A	生活保護世帯	0円																																														
B	前年所得税非課税世帯	0円																																														
C	9,600円以下世帯	200円																																														
D	9,601円以上32,400円以下世帯	350円																																														
E	32,401円以上42,000円以下世帯	500円																																														
F	42,001円以上世帯	650円																																														
利用者世帯の所得階層区分		利用者負担 (1回あたり)																																														
A	生活保護法の被保護者	0円																																														
B	当該年度分の市町村民税非課税の者	0円																																														
C1	当該年度分の市町村民税均等割のみ課税の者	50円																																														
C2	当該年度分の市町村民税所得割が課税の者	100円																																														
D1	前年分所得税年額	0円～30,000円																																														
D2		30,001円～80,000円																																														
D3		80,001円～140,000円																																														
D4		140,001円～280,000円																																														

現況		館 林 市		具体的な調整内容
		板 倉 町		
D5	前年分所得税年額	280,001 円～500,000 円	500 円	
D6		500,001 円～800,000 円	650 円	
D7		800,001 円～1,160,000 円	850 円	
D8		1,160,001 円～1,650,000 円	1,050 円	
D9		1,650,001 円～2,260,000 円	1,250 円	
D10		2,260,001 円～3,000,000 円	1,500 円	
D11		3,000,001 円～3,960,000 円	1,750 円	
D12		3,960,001 円～5,030,000 円	2,000 円	
D13		5,030,001 円～6,270,000 円	2,300 円	
D14		6,270,001 円以上	支援費基準額	

現 況		具体的な調整内容																																																
館 林 市	板 倉 町																																																	
<p>20 日中一時支援事業</p> <p>【目的】 心身障がい者（児）に対し、一時的に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適用するための日常的な訓練等を行うことにより、障がい者等の福祉の増進を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者</p> <p>① 身体障害者手帳及び療育手帳の所持者</p> <p>② 精神保健福祉法第5条に規定する精神障がい者</p> <p>③ 発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障がい者</p> <p>(2) 支援内容 一時的な日中活動の場の提供 見守り及び社会に適応するための日常的な訓練</p> <p>(3) 利用者負担額</p> <p>① 障がい者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障がい支援区分</th> <th>4時間未満</th> <th>4時間以上8時間未満</th> <th>8時間以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分6</td> <td>222円</td> <td>445円</td> <td>667円</td> </tr> <tr> <td>区分5</td> <td>189円</td> <td>378円</td> <td>567円</td> </tr> <tr> <td>区分4</td> <td>156円</td> <td>312円</td> <td>468円</td> </tr> <tr> <td>区分3</td> <td>140円</td> <td>281円</td> <td>421円</td> </tr> <tr> <td>区分2以下</td> <td>122円</td> <td>245円</td> <td>367円</td> </tr> </tbody> </table>	障がい支援区分	4時間未満	4時間以上8時間未満	8時間以上	区分6	222円	445円	667円	区分5	189円	378円	567円	区分4	156円	312円	468円	区分3	140円	281円	421円	区分2以下	122円	245円	367円	<p>20 日中一時支援事業</p> <p>【目的】 障がい者等を一時的に預かることにより、障がい者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行う。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者で、日常生活を営むことに支障がある者</p> <p>(2) 支援内容 一時的な日中活動の場の提供 見守り及び社会に適応するための日常的な訓練</p> <p>(3) 利用者負担額</p> <p>① 障がい者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障がい支援区分</th> <th>4時間以下</th> <th>4時間超8時間以下</th> <th>8時間超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分6</td> <td>220円</td> <td>440円</td> <td>660円</td> </tr> <tr> <td>区分5</td> <td>180円</td> <td>370円</td> <td>560円</td> </tr> <tr> <td>区分4</td> <td>150円</td> <td>310円</td> <td>460円</td> </tr> <tr> <td>区分3</td> <td>140円</td> <td>280円</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td>区分2以下</td> <td>120円</td> <td>240円</td> <td>360円</td> </tr> </tbody> </table>	障がい支援区分	4時間以下	4時間超8時間以下	8時間超	区分6	220円	440円	660円	区分5	180円	370円	560円	区分4	150円	310円	460円	区分3	140円	280円	420円	区分2以下	120円	240円	360円	<p>日中一時支援事業については、対象者及び利用者負担額が異なるため、合併時までに調整し、再編する。</p>
障がい支援区分	4時間未満	4時間以上8時間未満	8時間以上																																															
区分6	222円	445円	667円																																															
区分5	189円	378円	567円																																															
区分4	156円	312円	468円																																															
区分3	140円	281円	421円																																															
区分2以下	122円	245円	367円																																															
障がい支援区分	4時間以下	4時間超8時間以下	8時間超																																															
区分6	220円	440円	660円																																															
区分5	180円	370円	560円																																															
区分4	150円	310円	460円																																															
区分3	140円	280円	420円																																															
区分2以下	120円	240円	360円																																															

現 況				具体的な調整内容																																
館 林 市	板 倉 町																																			
② 障がい児	<table border="1"> <thead> <tr> <th>障がい支援区分</th> <th>4時間未満</th> <th>4時間以上8時間以下</th> <th>8時間以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分3</td> <td>189円</td> <td>378円</td> <td>567円</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>148円</td> <td>296円</td> <td>444円</td> </tr> <tr> <td>区分1</td> <td>122円</td> <td>245円</td> <td>367円</td> </tr> </tbody> </table>	障がい支援区分	4時間未満	4時間以上8時間以下	8時間以上	区分3	189円	378円	567円	区分2	148円	296円	444円	区分1	122円	245円	367円	② 障がい児	<table border="1"> <thead> <tr> <th>障がい支援区分</th> <th>4時間以下</th> <th>4時間超8時間以下</th> <th>8時間超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分3</td> <td>180円</td> <td>370円</td> <td>560円</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>140円</td> <td>290円</td> <td>440円</td> </tr> <tr> <td>区分1</td> <td>120円</td> <td>240円</td> <td>360円</td> </tr> </tbody> </table>	障がい支援区分	4時間以下	4時間超8時間以下	8時間超	区分3	180円	370円	560円	区分2	140円	290円	440円	区分1	120円	240円	360円	
障がい支援区分	4時間未満	4時間以上8時間以下	8時間以上																																	
区分3	189円	378円	567円																																	
区分2	148円	296円	444円																																	
区分1	122円	245円	367円																																	
障がい支援区分	4時間以下	4時間超8時間以下	8時間超																																	
区分3	180円	370円	560円																																	
区分2	140円	290円	440円																																	
区分1	120円	240円	360円																																	
③ 重症心身障がい児	<table border="1"> <thead> <tr> <th>4時間未満</th> <th>4時間以上8時間未満</th> <th>8時間以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>600円</td> <td>1,200円</td> <td>1,800円</td> </tr> </tbody> </table>	4時間未満	4時間以上8時間未満	8時間以上	600円	1,200円	1,800円	③ 重症心身障がい児	<table border="1"> <thead> <tr> <th>4時間以下</th> <th>4時間超8時間以下</th> <th>8時間超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>600円</td> <td>1,200円</td> <td>1,800円</td> </tr> </tbody> </table>	4時間以下	4時間超8時間以下	8時間超	600円	1,200円	1,800円																					
4時間未満	4時間以上8時間未満	8時間以上																																		
600円	1,200円	1,800円																																		
4時間以下	4時間超8時間以下	8時間超																																		
600円	1,200円	1,800円																																		
④ 遷延性意識障がい者等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>4時間未満</th> <th>4時間以上8時間未満</th> <th>8時間以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>350円</td> <td>700円</td> <td>1,050円</td> </tr> </tbody> </table>	4時間未満	4時間以上8時間未満	8時間以上	350円	700円	1,050円	④ 遷延性意識障がい者等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>4時間以下</th> <th>4時間超8時間以下</th> <th>8時間超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>350円</td> <td>700円</td> <td>1,050円</td> </tr> </tbody> </table>	4時間以下	4時間超8時間以下	8時間超	350円	700円	1,050円																					
4時間未満	4時間以上8時間未満	8時間以上																																		
350円	700円	1,050円																																		
4時間以下	4時間超8時間以下	8時間超																																		
350円	700円	1,050円																																		
⑤ 利用者負担月額上限額 なし		⑤ 利用者負担月額上限額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯の収入状況</th> <th>月額の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税非課税世帯で 利用者の収入が年額80万円以下</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税課税世帯</td> <td>37,200円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯の収入状況	月額の上限額	生活保護世帯	0円	市町村民税非課税世帯で 利用者の収入が年額80万円以下	15,000円	市町村民税非課税世帯	24,600円	市町村民税課税世帯	37,200円																							
世帯の収入状況	月額の上限額																																			
生活保護世帯	0円																																			
市町村民税非課税世帯で 利用者の収入が年額80万円以下	15,000円																																			
市町村民税非課税世帯	24,600円																																			
市町村民税課税世帯	37,200円																																			
(4) 実施時期 通年		(4) 実施時期 通年																																		

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-10 障がい者福祉事業	関係項目	2 市町が独自に行う事業
調整方針	<p>市町が独自に行う事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 福祉タクシー料金支援事業については、合併時に再編する。</p> <p>(2) 心身障がい者就職祝金支給事業については、合併時に統合する。</p> <p>(3) 特定疾患患者等見舞金支給事業については、合併時に統合する。</p> <p>(4) 身体障がい者自立更生奨励金支給事業については、合併時に統合する。</p> <p>(5) 在宅重度障がい者介護慰労金支給事業については、合併時に統合する。</p>		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>1 館林市いきいきタクシー料金補助事業</p> <p>【目的】</p> <p>在宅の障がい者（児）、介護を要する高齢者、四輪自動車を保有しない母子・父子家庭の父母が社会生活を営むうえで外出する場合において、タクシー以外の交通機関を利用することが困難なためタクシーを利用した場合、その料金の一部を補助することにより、障がい者等の社会活動の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者</p> <p>市内に住所を有する在宅の障がい者等で、次のいずれかの者</p> <p>① 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B中・B1、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかの所持者</p> <p>② 介護認定を受けている高齢者</p> <p>③ 四輪自動車を保有しない母子・父子家庭</p> <p>※自動車税等の減免を受けていないこと。</p>	<p>1 板倉町福祉タクシー料金支援事業</p> <p>【目的】</p> <p>在宅の心身障がい者、母子・父子家庭等の交通弱者が社会生活を営むうえで外出する場合において、タクシー以外の交通機関を利用することが困難なためタクシーを利用した場合、その料金の一部を支援することにより心身障がい者等の社会活動の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者</p> <p>町内に住所を有する在宅の障がい者等で、次のいずれかの者</p> <p>① 身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの所持者</p> <p>② 四輪自動車を保有しない母子・父子家庭</p> <p>※自動車税等の減免を受けていないこと。</p>	<p>福祉タクシー料金支援事業については、対象者及び給付内容が異なるため、合併時に再編する。</p>	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
(2) 給付内容 ① 利用可能枚数 1回の乗車につき1枚まで ② 助成額 1枚につき500円 ③ 交付限度枚数 年間36枚 ※年度途中は月割りにて交付 (3) 利用できる業者 館林市及び邑楽郡内（大泉町を除く）に営業所のあるタクシー事業者	(2) 給付内容 ① 利用可能枚数 1回の乗車につき2枚まで ② 助成額 1枚につき500円 ③ 交付限度枚数 年間48枚 ※年度途中は月割りにて交付 (3) 利用できる業者 町内外のタクシー事業者 10社	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>2 心身障がい者就職祝金支給事業</p> <p>【目的】 心身障がい者が障がい者施設における就労訓練を終了し、就職等により自立することに対し就職祝金を支給し、社会復帰への促進を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者 市内に住所を有し、通所施設に在籍していた障がい者で、就労系の訓練を終了し、就職又は自営等に従事するため、当該施設を退所したもののうち、継続して3か月以上勤務している者。</p> <p>(2) 支給内容 対象者1人につき10,000円。ただし、原則1回の支給とする。</p>	<p>2 心身障がい者就職祝金支給事業 事業なし</p>	<p>心身障がい者就職祝金支給事業については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>3 特定疾患患者等見舞金支給事業</p> <p>【目的】 市内の特定疾患患者並びに小児慢性疾患患者の保護者に対し、特定疾患患者等見舞金を支給することにより、患者とその家族の福祉の増進を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者 市内に住所を有する特定疾患患者又は小児慢性疾患患者の保護者</p> <p>(2) 支給内容 1人につき36,000円。ただし、1回限りの支給とする。</p>	<p>3 特定疾患患者等見舞金支給事業</p> <p>【目的】 町内の特定疾患患者及び小児慢性特定疾患児童の保護者に対し、特定疾患患者等見舞金を支給することにより、患者とその家族の福祉の増進を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者 町内に住所を有する特定疾患患者又は小児慢性特定疾患児童の保護者</p> <p>(2) 支給内容 1人につき月額3,000円</p>	<p>特定疾患患者等見舞金支給事業については、支給内容が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>4 身体障がい者自立更生奨励金支給事業</p> <p>【目的】 日常生活に著しい制限を受け、非常に厳しい生活を強いられている身体障がい者に対し、自立更生奨励金を支給することにより、社会参加意欲の高揚と福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者</p> <p>① 人工肛門及び人工膀胱のストマ造設者</p> <p>② 人工透析療法による医療を受けているじん臓機能障がい者</p> <p>(2) 支給内容 1人につき36,000円。ただし、1回限りの支給とする。</p>	<p>4 身体障がい者自立更生奨励金支給事業 事業なし</p>	<p>身体障がい者自立更生奨励金支給事業については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>5 在宅重度障がい者介護慰労金支給事業</p> <p>【目的】 日常生活に著しい支障のある在宅の重度障がい者を介護する者に、在宅重度障がい者介護慰労金を支給することにより、介護をする者の労をねぎらうとともに、福祉の増進を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者 市内に住所を有し、毎年4月1日現在において在宅の障がい者（療育手帳A重・A中の所持者）を1年以上継続して介護している者。</p> <p>(2) 支給内容 被介護者1人あたり年額90,000円</p>	<p>5 在宅重度障がい者介護慰労金支給事業 事業なし</p>	<p>在宅重度障がい者介護慰労金支給事業については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

議案第14号

合併協定項目23-11 高齢者福祉事業について

高齢者福祉事業について、次のとおり提案する。

平成29年6月26日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目23-11 高齢者福祉事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 敬老祝金・特別慶祝については、次のとおりとする。<ol style="list-style-type: none">(1) 敬老祝金については、合併時に統合する。(2) 特別慶祝については、合併時に再編する。ただし、卒寿慶祝訪問については、合併時に廃止する。2 敬老事業については、合併時に廃止する。3 高齢者福祉計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-11 高齢者福祉事業	関係項目	1 敬老祝金・特別慶祝
調整方針	敬老祝金・特別慶祝については、次のとおりとする。 (1) 敬老祝金については、合併時に統合する。 (2) 特別慶祝については、合併時に再編する。ただし、卒寿慶祝訪問については、合併時に廃止する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
1 敬老祝金 【目的】 高齢者に対し、その長寿を祝福し敬老の意を表すため、敬老祝金を贈与することを目的とする。 【概要】 (1) 対象者 その年の4月1日現在で本市に居住し、その年度の3月31日現在で満80歳、満90歳、満95歳、満100歳に到達する者 (2) 支給額 次の年齢に達する者に金券を支給する。 満80歳 5,000円 満90歳 10,000円 満95歳 15,000円 満100歳 100,000円 (3) 支給時期 9月中	1 敬老祝金 【目的】 高齢者に対し敬老祝金を支給し、もって敬老の意を表しその福祉を増進することを目的とする。 【概要】 (1) 対象者 当該年度の支給日現在において、町内に住所を有し、かつ、現に居住している者で、当該年度内に75歳以上となる者 (2) 支給額 75歳以上85歳未満 3,000円 85歳以上 5,000円 (3) 支給時期 敬老の日	具体的な調整内容 敬老祝金については、対象者及び支給額が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>2 特別慶祝</p> <p>【目的】 多年にわたり市に貢献してきた功績を市民を代表して市長が称え、また、市民の健康長寿の象徴として祝し、もって高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 卒寿慶祝訪問 事業なし</p> <p>(2) 百寿慶祝訪問</p> <p>① 対象者 市内に住所を有し、当該年度内に100歳となる者</p> <p>② 事業内容 慶祝訪問（市長） 慶祝状及び金券の贈呈 記念撮影（対象者、家族及び市長）</p> <p>③ 実施時期 8月中</p>	<p>2 特別慶祝</p> <p>【目的】 多年にわたり町に貢献してきた功績を町民を代表して町長が称え、また、町民の健康長寿の象徴として祝し、もって高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 卒寿慶祝訪問</p> <p>① 対象者 町内に住所を有し、かつ、現に居住している者で、当該年度内に90歳となる者</p> <p>② 事業内容 慶祝訪問（町長） 慶祝状及び祝金の贈呈 記念撮影（対象者、家族及び町長）</p> <p>③ 実施時期 9月中</p> <p>(2) 百寿慶祝訪問</p> <p>① 対象者 町内に住所を有し、かつ、現に居住している者で、当該年度内に100歳となる者</p> <p>② 事業内容 慶祝訪問 （町長、町議会議長、議会議員、区長、民生委員） 慶祝状及び祝金の贈呈 記念撮影（対象者、家族及び町長等）</p> <p>③ 実施時期 9月中</p>	<p>百寿慶祝訪問及び最高齢者慶祝訪問については、合併時に再編するが、卒寿慶祝訪問については、合併時に廃止する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
(3) 最高齢者慶祝訪問 事業なし	(3) 最高齢者慶祝訪問 ① 対象者 町内に住所を有し、かつ、現に居住している者 で、当該年度内に最高齢となる者 ② 事業内容 慶祝訪問（町長） 慶祝状、最高齢者祝品及び祝金(10,000円)の贈呈 記念撮影（対象者、家族及び町長） ③ 実施時期 9月中	

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-11 高齢者福祉事業	関係項目	2 敬老事業
調整方針	敬老事業については、合併時に廃止する。		
現 況			具体的な調整内容
館 林 市		板 倉 町	
○敬老事業 事業なし	○敬老事業 【名称】 敬老の集い 【目的】 敬老月間の趣旨に基づき、町内の高齢者に対し、町全体で敬老の念を表すとともに、高齢者と児童との交流を通じて高齢者の社会参加を促進する。 【概要】 1 対象者 当該年度内に75歳以上となる者 2 実施場所 町内4か所の小学校 3 実施方法 小学校の運動会と同時開催		敬老事業については、合併時に廃止する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-11 高齢者福祉事業	関係項目	3 高齢者福祉計画
調整方針	高齢者福祉計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>○館林市高齢者福祉計画</p> <p>【目的】 老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保のために定める。</p> <p>【概要】 館林市高齢者福祉計画及び館林市介護保険事業計画を一体的に策定する。</p> <p>【計画期間】 第6期 平成27年度～平成29年度 第7期 平成30年度～平成32年度 (平成29年度策定予定)</p> <p>【策定体制】</p> <p>1 策定機関 館林市高齢者福祉計画策定懇談会</p> <p>2 委員定数 15名(介護保険計画策定委員会と同じ)</p> <p>3 実施方法 毎年、介護保険計画策定委員会と同時に開催し、介護保険事業計画とあわせて策定する。策定した計画案を、市長が高齢者福祉計画策定懇談会会長(介護保険計画策定委員会会長と兼務)に諮問する。</p>		<p>○板倉町高齢者福祉計画</p> <p>【目的】 老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保のために定める。</p> <p>【概要】 板倉町高齢者福祉計画及び板倉町介護保険事業計画を一体的に策定する。</p> <p>【計画期間】 第6期 平成27年度～平成29年度 第7期 平成30年度～平成32年度 (平成29年度策定予定)</p> <p>【策定体制】</p> <p>1 策定機関 板倉町高齢者福祉計画策定懇談会</p> <p>2 委員定数 15名</p> <p>3 実施方法 計画策定年度に開催し、介護保険事業計画とあわせて策定する。策定した計画案を、町長が介護保険運営協議会(毎年2回開催)に諮問する。</p>	
		具体的な調整内容	
		高齢者福祉計画については、合併時は、第7期計画(平成30年度～平成32年度)が計画実行中になるため、市町の計画をそのまま移行し、第8期計画(平成33年度～平成35年度)から新市で策定する。	

協議第14号

合併協定項目20 国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成29年6月26日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項 目	合併協定項目20 国民健康保険事業の取扱い
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 国民健康保険税の賦課については、次のとおりとする。<ol style="list-style-type: none">(1) 税率については、合併年度及びこれに続く5年度以内は不均一課税とし、その後、再編する。(2) 納期については、現行のとおり新市において継続する。(3) 軽減制度については、現行のとおり新市において継続する。(4) 減免制度については、合併時に統合する。2 特定健康診査・特定保健指導については、合併時に統合する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	20 国民健康保険事業の取扱い	関係項目	1 国民健康保険税の賦課	
調整方針	国民健康保険税の賦課については、次のとおりとする。 (1) 税率については、合併年度及びこれに続く5年度以内は不均一課税とし、その後、再編する。 (2) 納期については、現行のとおり新市において継続する。 (3) 軽減制度については、現行のとおり新市において継続する。 (4) 減免制度については、合併時に統合する。			
現		況		具体的な調整内容
館 林 市		板 倉 町		
1 税率	1 税率			
	医療分	支援金分	介護分	合計
所得割	5.5%	1.9%	1.6%	9.0%
資産割	22.0%	5.5%	3.6%	31.1%
均等割	26,400円	8,400円	7,200円	42,000円
平等割	19,200円	6,600円	4,800円	30,600円
限度額	54万円	19万円	16万円	89万円
※医療分：国保被保険者の医療に充てるための保険税 支援金分：後期高齢者医療制度被保険者の医療に充てるための保険税 介護分：介護保険制度に充てるための保険税 (40～64歳のみ) 所得割：被保険者の所得に応じて負担する保険税 資産割：被保険者の固定資産税額に応じて負担する保険税 均等割：被保険者一人ごとに負担する保険税 平等割：世帯ごとに負担する保険税		※医療分：国保被保険者の医療に充てるための保険税 支援金分：後期高齢者医療制度被保険者の医療に充てるための保険税 介護分：介護保険制度に充てるための保険税 (40～64歳のみ) 所得割：被保険者の所得に応じて負担する保険税 資産割：被保険者の固定資産税額に応じて負担する保険税 均等割：被保険者一人ごとに負担する保険税 平等割：世帯ごとに負担する保険税		税率については、合併年度は現市町の広域化※後の税率を適用し、これに続く5年度以内は、税率の統一に向けて段階的に調整した税率とする。 ※国民健康保険制度の広域化とは、市町村が個別に運営している国民健康保険制度を、平成30年度から群馬県全域に一本化する予定で、県が財政運営の中心的な役割を担うことにより制度の安定化を図る。市町村は、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行う。

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>2 納期</p> <p>(1) 普通徴収</p> <p>第1期 7月1日から同月31日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 9月1日から同月30日まで</p> <p>第4期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第5期 11月1日から同月30日まで</p> <p>第6期 12月1日から同月25日まで</p> <p>第7期 翌年1月1日から同月31日まで</p> <p>第8期 翌年2月1日から同月末日まで</p> <p>(2) 特別徴収</p> <p>4月から2月までの年金支給日（6回）</p> <p>3 軽減制度</p> <p>(1) 低所得者軽減</p> <p>被保険者世帯の所得状況に応じて、均等割と平等割の7割、5割、2割を軽減する。</p> <p>(2) 後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減</p> <p>75歳以上の者が後期高齢者医療制度に移行した場合に、同じ世帯の国民健康保険加入者の国民健康保険税に急激な変動が生じないように軽減を図る。</p> <p>(3) 非自発的失業者に対する軽減</p> <p>倒産や解雇等による離職により失業給付を受けている者に対し、給与所得を3割とみなして国民健康保険税を算定することにより軽減を図る。</p>	<p>2 納期</p> <p>(1) 普通徴収</p> <p>第1期 7月1日から同月31日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 9月1日から同月30日まで</p> <p>第4期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第5期 11月1日から同月30日まで</p> <p>第6期 12月1日から同月25日まで</p> <p>第7期 翌年1月1日から同月31日まで</p> <p>第8期 翌年2月1日から同月末日まで</p> <p>(2) 特別徴収</p> <p>4月から2月までの年金支給日（6回）</p> <p>3 軽減制度</p> <p>(1) 低所得者軽減</p> <p>被保険者世帯の所得状況に応じて、均等割と平等割の7割、5割、2割を軽減する。</p> <p>(2) 後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減</p> <p>75歳以上の者が後期高齢者医療制度に移行した場合に、同じ世帯の国民健康保険加入者の国民健康保険税に急激な変動が生じないように軽減を図る。</p> <p>(3) 非自発的失業者に対する軽減</p> <p>倒産や解雇等による離職により失業給付を受けている者に対し、給与所得を3割とみなして国民健康保険税を算定することにより軽減を図る。</p>	<p>納期については、現行のとおり新市において継続する。</p> <p>軽減制度については、現行のとおり新市において継続する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>4 減免制度</p> <p>次のいずれかに該当する者のうち、国民健康保険税の減免を受けることが必要であると認められる場合に、申請により減免する。</p> <p>(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受けている者</p> <p>(2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(3) 天災その他特別の事情がある者</p> <p>(4) 次のいずれにも該当する者の属する世帯の納税義務者</p> <p>① 65歳以上であるもの</p> <p>② 次のいずれかに該当する者の旧被扶養者</p> <p>ア) 健康保険法の規定による被保険者</p> <p>イ) 船員保険法の規定による被保険者</p> <p>ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員</p> <p>エ) 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</p> <p>オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者</p> <p>※館林市税等減免に関する規則において、対象者ごとに減免する基準を具体的に規定している。</p>	<p>4 減免制度</p> <p>次のいずれかに該当する者のうち、国民健康保険税の減免を受けることが必要であると認められる場合に、申請により減免する。</p> <p>(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受けている者</p> <p>(2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(3) 天災その他特別の事情がある者</p> <p>(4) 次のいずれにも該当する者の属する世帯の納税義務者</p> <p>① 65歳以上であるもの</p> <p>② 次のいずれかに該当する者の旧被扶養者</p> <p>ア) 健康保険法の規定による被保険者</p> <p>イ) 船員保険法の規定による被保険者</p> <p>ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員</p> <p>エ) 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</p> <p>オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者</p>	<p>減免制度については、対象者は同一であるが、館林市では減免基準を具体的に列挙しているため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	20 国民健康保険事業の取扱い	関係項目	2 特定健康診査・特定保健指導
調整方針	特定健康診査・特定保健指導については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 40歳から74歳までの国民健康保険被保険者に対し、特定健康診査及び特定保健指導を実施することにより、被保険者の健康保持及び医療費の抑制を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>1 特定健康診査 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した検査項目による健康診査。</p> <p>(1) 実施方法 集団健診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託 個別健診：(一社)館林市邑楽郡医師会に委託</p> <p>(2) 実施場所 集団健診：保健センター、公民館 個別健診：館林市及び邑楽郡内の医療機関</p> <p>(3) 健診項目 問診、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）、理学的検査（身体診察）、血圧測定、血液検査（脂質検査、肝機能検査、血糖検査、腎機能検査）、尿検査 ※医師の判断に基づき実施する項目 貧血検査、心電図検査、眼底検査</p>	<p>【目的】 40歳から74歳までの国民健康保険被保険者に対し、特定健康診査及び特定保健指導を実施することにより、被保険者の健康保持及び医療費の抑制を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>1 特定健康診査 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した検査項目による健康診査。</p> <p>(1) 実施方法 集団健診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託 個別健診：(一社)館林市邑楽郡医師会に委託</p> <p>(2) 実施場所 集団健診：保健センター、公民館 個別健診：館林市及び邑楽郡内の医療機関</p> <p>(3) 健診項目 問診、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）、理学的検査（身体診察）、血圧測定、血液検査（脂質検査、肝機能検査、血糖検査、腎機能検査）、尿検査 ※医師の判断に基づき実施する項目 貧血検査、心電図検査、眼底検査</p>	<p>具体的な調整内容</p> <p>特定健康診査については、実施時期及び自己負担額が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。ただし、自己負担額については、板倉町の例によるものとする。</p>	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
(4) 実施時期 集団健診：7月～11月 個別健診：6月～10月	(4) 実施時期 集団健診：5月～7月、10月 個別健診：6月～11月	特定保健指導については、実施方法及び指導内容が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。
(5) 自己負担額 40～69歳 500円。ただし、市民税非課税世帯は無料とする。 70～74歳 無料	(5) 自己負担額 無料	
2 特定保健指導 特定健康診査の結果から、健康保持に努める必要がある者に対し、リスクの程度に応じた保健指導を行う。	2 特定保健指導 特定健康診査の結果から、健康保持に努める必要がある者に対し、リスクの程度に応じた保健指導を行う。	
(1) 実施方法 集団健診分：(公財)群馬県健康づくり財団に委託 個別健診分：直営	(1) 実施方法 直営	
(2) 実施場所 保健センター	(2) 実施場所 保健センター	
(3) 指導内容 動機付け支援：初回面接、6か月後の実績評価 積極的支援：初回面接、6か月間の継続的支援 6か月後の実績評価	(3) 指導内容 動機付け支援：訪問支援（初回面接、最終面接） 又は積極的支援と同様の指導 積極的支援：訪問支援、運動教室、支援レター、 中間グループワーク、血液検査	
(4) 実施時期 通年	(4) 実施時期 通年	
(5) 自己負担額 無料	(5) 自己負担額 無料	

協議第15号

合併協定項目23-9 保健衛生事業について

保健衛生事業について、次のとおり協議を求める。

平成29年6月26日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目23-9 保健衛生事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 健康増進計画・食育推進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。2 健康診査事業については、合併時に統合する。3 がん検診事業については、合併時に統合する。ただし、がん検診推進事業については、合併時に再編する。4 定期予防接種については、現行のとおり新市において継続する。5 任意予防接種については、合併時に統合する。6 健康まつりについては、合併時に再編する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-9 保健衛生事業	関係項目	1 健康増進計画・食育推進計画
調整方針	健康増進計画・食育推進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【名称】 館林市健康づくり計画 「健康たてばやし21（第3次）」</p> <p>【目的】 健康増進法第8条第2項の規定に基づく健康増進計画及び食育基本法第18条第1項の規定に基づく食育推進計画を一体的に策定し、地域住民の健康状態に応じた行動目標を定め、健康増進の推進を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>1 基本理念 全ての市民が心身ともに健康でいきいきと暮らせる館林市の実現</p> <p>2 基本目標 健康寿命の延伸</p> <p>3 計画期間 平成28年度～平成37年度（10年間） ※平成32年度に中間評価、平成37年度に最終年度評価を実施。</p>	<p>【名称】 板倉町健康増進計画・食育推進計画 「ひまわり健康21（第2次）」</p> <p>【目的】 健康増進法第8条第2項の規定に基づく健康増進計画及び食育基本法第18条第1項の規定に基づく食育推進計画を一体的に策定し、地域住民の健康状態に応じた行動目標を定め、健康増進の推進を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>1 基本理念 心身ともに健康で、生涯、健やかに暮らせるまちづくり</p> <p>2 基本目標 健康寿命の延伸</p> <p>3 計画期間 平成27年度～平成34年度（8年間） ※平成34年度に最終年度評価を実施。</p>	<p>具体的な調整内容</p> <p>健康増進計画・食育推進計画については、計画期間、計画策定にかかる諮問機関、計画の評価方法が異なるが、基本目標等が同じであるため、合併時は現市町の計画をそのまま移行し、合併後に新市において策定する。</p>	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>4 策定体制</p> <p>市担当課で作成した計画案について、館林市健康づくり計画策定委員会で協議を行い、館林市健康づくり推進協議会において計画案を審議決定する。</p> <p>(1) 館林市健康づくり計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員 12人 (医療関係者、保健団体等関係者、保健行政関係者、学識経験者、公募) ・任期 (第3次計画策定時) 平成27年12月1日～平成28年3月31日 <p>(2) 館林市健康づくり推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員 21人以内 (関係行政機関、保健医療関係団体、地区組織、学校、事業所等代表者、学識経験者) ・任期 2年 	<p>4 策定体制</p> <p>町担当課で作成した計画案について、板倉町健康づくり推進協議会において計画案を審議決定する。</p> <p>(1) 板倉町健康づくり推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員 15人以内 (関係行政機関、医療関係団体、住民組織、スポーツ関係団体、学識経験者) ・任期 2年 	

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-9 保健衛生事業	関係項目	2 健康診査事業
調整方針	健康診査事業については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 生活習慣病の予防対策の一環として、疾患の疑いのある者や危険因子を持つ者をスクリーニングし、必要な者に保健指導や健康管理に関する知識の普及や医療機関への受診指導を行うことにより、健康についての認識と健康づくりに関する意識の高揚を図る。</p> <p>【内容】 1 若年者健康診査（生活習慣病予防健康診査） (1) 対象者 19歳～39歳 (2) 実施方法 集団健診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託 (3) 実施場所 保健センター、公民館 (4) 健診項目 身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査〔脂質検査、肝機能検査、血糖検査、貧血検査、腎機能検査（尿酸、クレアチニン）〕 (5) 実施時期 7月～11月 (6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料とする。</p>		<p>【目的】 健康の保持増進、疾病の早期発見のために必要な健診の受診機会を提供するとともに、対象者が健康づくりや生活習慣病予防の必要性を認識し、健康意識を高めることにより、早期発見、早期治療による重症化予防や住民の健康増進を図る。</p> <p>【内容】 1 若年者健康診査（20代・30代健診） (1) 対象者 20歳～39歳 (2) 実施方法 集団健診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託 (3) 実施場所 保健センター、公民館 (4) 健診項目 身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査（脂質検査、肝機能検査、血糖検査、貧血検査） (5) 実施時期 5月～7月、10月 (6) 自己負担額 無料</p>	
		具体的な調整内容	
		若年者健康診査については、対象者、健診項目、実施時期及び自己負担額が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>2 生活保護受給者健康診査（特定健康診査）</p> <p>(1) 対象者 40歳以上の生活保護受給者</p> <p>(2) 実施方法 集団健診：（公財）群馬県健康づくり財団に委託 個別健診：（一社）館林市邑楽郡医師会に委託</p> <p>(3) 実施場所 集団健診：保健センター、公民館 個別健診：契約医療機関</p> <p>(4) 健診項目 身体計測、血圧測定、血液検査（脂質検査、肝機能検査、血糖検査、貧血検査、腎機能検査）、尿検査</p> <p>(5) 実施時期 集団健診：7月～11月 個別健診：6月～10月</p> <p>(6) 自己負担額 無料</p>	<p>2 生活保護受給者健康診査（生活保護受給者特定健診）</p> <p>(1) 対象者 40歳以上の生活保護受給者</p> <p>(2) 実施方法 集団健診：（公財）群馬県健康づくり財団に委託 個別健診：（一社）館林市邑楽郡医師会に委託</p> <p>(3) 実施場所 集団健診：保健センター、公民館 個別健診：契約医療機関</p> <p>(4) 健診項目 身体計測、血圧測定、血液検査（脂質検査、肝機能検査、血糖検査、貧血検査、腎機能検査）、尿検査</p> <p>(5) 実施時期 集団健診：5月～7月、10月 個別健診：6月～11月</p> <p>(6) 自己負担額 無料</p>	<p>生活保護受給者健康診査については、実施時期が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>3 歯周疾患検診</p> <p>(1) 対象者 30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、 55歳、60歳、65歳、70歳の者</p> <p>(2) 実施方法 個別検診：(一社) 館林邑楽歯科医師会に委託</p> <p>(3) 実施場所 市内の契約医療機関</p> <p>(4) 検診項目 問診、歯科健診、歯周組織検査、ブラッシング指導</p> <p>(5) 実施時期 6月～10月</p> <p>(6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料とする。</p>	<p>3 歯周疾患検診</p> <p>(1) 対象者 40歳、50歳、55歳、60歳、70歳の者</p> <p>(2) 実施方法 個別検診：(一社) 館林邑楽歯科医師会に委託</p> <p>(3) 実施場所 町内の契約医療機関</p> <p>(4) 検診項目 問診、歯科健診、歯周組織検査、ブラッシング指導</p> <p>(5) 実施時期 10月</p> <p>(6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、70歳以上の者は無料とする。</p>	<p>歯周疾患検診については、対象者、実施時期及び自己負担額の無料対象者が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>4 骨粗鬆症検診（骨粗しょう症健康診査）</p> <p>(1) 対象者 20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、 45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、 70歳の女性</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：（公財）群馬県健康づくり財団に委託 個別検診：（一社）館林市邑楽郡医師会に委託</p> <p>(3) 実施場所 集団検診：保健センター、公民館 個別検診：契約医療機関</p> <p>(4) 検診項目 問診、骨密度検査</p> <p>(5) 実施時期 集団検診：6月～11月 個別検診：6月～10月</p> <p>(6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、市民税非課税 世帯は無料とする。</p>	<p>4 骨粗鬆症検診</p> <p>(1) 対象者 35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、 60歳、65歳、70歳の女性</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：（公財）群馬県健康づくり財団に委託</p> <p>(3) 実施場所 保健センター</p> <p>(4) 検診項目 問診、骨密度検査</p> <p>(5) 実施時期 1月（2日間）</p> <p>(6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、70歳以上の者 は無料とする。</p>	<p>骨粗鬆症検診については、対象者、実施方法、実施場所、実施時期及び自己負担額の無料対象者が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>5 肝炎ウイルス検診</p> <p>(1) 対象者 40歳から74歳までの者のうち未受診者</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託 個別検診：(一社)館林市邑楽郡医師会に委託</p> <p>(3) 実施場所 集団検診：保健センター、公民館 個別検診：契約医療機関</p> <p>(4) 検診項目 問診、血液検査（B型肝炎抗原検査、C型肝炎ウイルス検査）</p> <p>(5) 実施時期 集団検診：7月～11月 個別検診：6月～10月</p> <p>(6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料とする。</p>	<p>5 肝炎ウイルス検診</p> <p>(1) 対象者 40歳以上の者のうち未受診者</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託</p> <p>(3) 実施場所 保健センター、公民館</p> <p>(4) 検診項目 問診、血液検査（B型肝炎抗原検査、C型肝炎ウイルス検査）</p> <p>(5) 実施時期 5月～7月、10月</p> <p>(6) 自己負担額 無料</p>	<p>肝炎ウイルス検診については、対象者、実施方法、実施場所、実施時期及び自己負担額が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。ただし、対象者については、板倉町の例によるものとする。</p>

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-9 保健衛生事業	関係項目	3 がん検診事業
調整方針	がん検診事業については、合併時に統合する。ただし、がん検診推進事業については、合併時に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 がんの予防対策の一環として、疾患の疑いのある者や危険因子を持つ者をスクリーニングし、必要な者に保健指導や健康管理に関する知識の普及や医療機関への受診指導を行うことにより、健康についての認識と健康づくりに関する意識の高揚を図る。</p> <p>【概要】 1 胃がん検診 (1) 対象者 胃レントゲン検査：40歳以上の者 胃内視鏡検査：50歳以上の者 ※胃内視鏡検査を受診した者は、翌年度の胃がん検診は受診対象外。</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託 個別検診：(一社)館林市邑楽郡医師会に委託</p> <p>(3) 実施場所 胃レントゲン検査：保健センター、公民館 胃内視鏡検査：契約医療機関</p>		<p>【目的】 疾病の早期発見、早期治療を図るため、がん検診の受診機会を提供するとともに、がん検診の必要性を周知し、正しい健康意識の普及啓発、健康の保持及び増進を図る。</p> <p>【概要】 1 胃がん検診 (1) 対象者 胃レントゲン検査：40歳以上の者</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託</p> <p>(3) 実施場所 保健センター、公民館</p>	
		具体的な調整内容	
		胃がん検診については、対象者、実施方法、実施場所、検診項目、実施時期及び自己負担額が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>(4) 検診項目 問診、バリウムによる胃レントゲン検査、胃内視鏡検査 ※50歳以上の者は、胃レントゲン検査又は胃内視鏡検査を選択し受診する。</p> <p>(5) 実施時期 胃レントゲン検査：6月～11月 胃内視鏡検査：8月～12月</p> <p>(6) 自己負担額 ・胃レントゲン検査 500円。ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料とする。 ・胃内視鏡検査 2,000円。ただし、生活保護世帯は無料、市民税非課税世帯は1,500円とする。</p>	<p>(4) 検診項目 問診、バリウムによる胃レントゲン検査</p> <p>(5) 実施時期 5月～7月、10月</p> <p>(6) 自己負担額 ・胃レントゲン検査 500円。ただし、生活保護世帯、70歳以上の者は無料とする。</p>	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>2 胸部検診・肺がん検診</p> <p>(1) 対象者 40歳以上の者</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託</p> <p>(3) 実施場所 保健センター、公民館</p> <p>(4) 検診項目 問診、胸部レントゲン間接撮影、<small>かくたん</small>喀痰検査</p> <p>(5) 実施時期 6月～11月</p> <p>(6) 自己負担額 ・胸部レントゲン撮影 無料 ・<small>かくたん</small>喀痰検査 500円。ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料とする。</p>	<p>2 胸部検診・肺がん検診</p> <p>(1) 対象者 40歳以上の者</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託</p> <p>(3) 実施場所 保健センター、公民館</p> <p>(4) 検診項目 問診、胸部レントゲン間接撮影、<small>かくたん</small>喀痰検査</p> <p>(5) 実施時期 5月～7月、10月</p> <p>(6) 自己負担額 ・胸部レントゲン撮影 無料 ・<small>かくたん</small>喀痰検査 500円。ただし、生活保護世帯、70歳以上の者は無料とする。</p>	<p>胸部検診・肺がん検診については、実施時期及び自己負担額の無料対象者が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>3 大腸がん検診</p> <p>(1) 対象者 40歳以上の者</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託 個別検診：(一社)館林市邑楽郡医師会に委託</p> <p>(3) 実施場所 集団検診：保健センター、公民館 個別検診：契約医療機関</p> <p>(4) 検診項目 問診、便潜血2日法検査</p> <p>(5) 実施時期 集団検診：6月～11月 個別検診：6月～12月</p> <p>(6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料とする。</p>	<p>3 大腸がん検診</p> <p>(1) 対象者 40歳以上の者</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託</p> <p>(3) 実施場所 保健センター、公民館</p> <p>(4) 検診項目 問診、便潜血2日法検査</p> <p>(5) 実施時期 5月～7月、10月</p> <p>(6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の時点の者は無料とする。また、70歳以上の者は無料とする。</p>	<p>大腸がん検診については、実施方法、実施場所、実施時期及び自己負担額の無料対象者が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>4 子宮頸がん検診</p> <p>(1) 対象者 20歳以上の女性</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託 個別検診：(一社)館林市邑楽郡医師会に委託</p> <p>(3) 実施場所 集団検診：保健センター、公民館 個別検診：契約医療機関</p> <p>(4) 検診項目 問診、視診、内診、細胞診、 HPV検査(30歳、35歳、40歳)</p> <p>(5) 実施時期 集団検診：6月～11月 個別検診：6月～12月</p> <p>(6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料とする。</p>	<p>4 子宮頸がん検診</p> <p>(1) 対象者 20歳以上の女性</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託 個別検診：(一社)館林市邑楽郡医師会に委託</p> <p>(3) 実施場所 集団検診：保健センター、公民館 個別検診：契約医療機関</p> <p>(4) 検診項目 問診、視診、内診、細胞診</p> <p>(5) 実施時期 集団検診：5月～7月、1月 個別検診：6月～12月</p> <p>(6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、25歳、30歳、35歳、40歳の時点の者は無料とする。また、70歳以上の者は無料とする。</p>	<p>子宮頸がん検診については、検診項目、実施時期及び自己負担額の無料対象者が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>5 乳がん検診</p> <p>(1) 対象者 昨年度未受診の40歳以上の女性</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託</p> <p>(3) 実施場所 保健センター、公民館</p> <p>(4) 検診項目 問診、マンモグラフィ検査</p> <p>(5) 実施時期 6月～11月</p> <p>(6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料とする。</p>	<p>5 乳がん検診</p> <p>(1) 対象者 40歳以上の女性</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託</p> <p>(3) 実施場所 保健センター</p> <p>(4) 検診項目 問診、視触診、マンモグラフィ検査</p> <p>(5) 実施時期 5月～7月、1月</p> <p>(6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、45歳、50歳、55歳、60歳の時点の者は無料とする。また、70歳以上の者は無料とする。</p>	<p>乳がん検診については、対象者、実施場所、検診項目、実施時期及び自己負担額の無料対象者が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>6 前立腺がん検診</p> <p>(1) 対象者 50歳以上の男性</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託 個別検診：(一社)館林市邑楽郡医師会に委託</p> <p>(3) 実施場所 集団検診：保健センター、公民館 個別検診：契約医療機関</p> <p>(4) 検診項目 問診、血液検査（PSA検査）</p> <p>(5) 実施時期 集団検診：7月～11月 個別検診：6月～10月</p> <p>(6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料とする。</p>	<p>6 前立腺がん検診</p> <p>(1) 対象者 50歳以上の男性</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託</p> <p>(3) 実施場所 保健センター、公民館</p> <p>(4) 検診項目 問診、血液検査（PSA検査）</p> <p>(5) 実施時期 5月～7月、10月</p> <p>(6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、70歳以上の者は無料とする。</p>	<p>前立腺がん検診については、実施方法、実施場所、実施時期及び自己負担額の無料対象者が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>7 胃がんリスク検診</p> <p>(1) 対象者 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、 65歳、70歳の者</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託 個別検診：(一社)館林市邑楽郡医師会に委託</p> <p>(3) 実施場所 集団検診：保健センター、公民館 個別検診：契約医療機関</p> <p>(4) 検診項目 問診、血液検査(ピロリ菌検査、ヘプシゲン検査)</p> <p>(5) 実施時期 集団検診：7月～11月 個別検診：6月～10月</p> <p>(6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料とする。</p>	<p>7 胃がんリスク検診 事業なし</p>	<p>胃がんリスク検診については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>8 がん検診推進事業</p> <p>(1) がん検診受診（再受診）勧奨事業</p> <p>① 対象者</p> <p>ア) 子宮頸がん検診 20歳の女性</p> <p>イ) 乳がん検診 40歳の女性</p> <p>② 内容 対象者に対し、検診手帳や無料クーポン券を送付し、がん検診の受診（再受診）を勧奨する。</p> <p>(2) 精密検査受診再勧奨事業</p> <p>① 対象者 子宮頸がん検診、乳がん検診、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診の精密検査の未受診者</p> <p>② 内容 対象者に対し、郵送や電話などにより精密検査の受診再勧奨を行う。</p>	<p>8 がん検診推進事業</p> <p>(1) がん検診受診（再受診）勧奨事業</p> <p>① 対象者</p> <p>ア) 子宮頸がん検診 20歳の女性</p> <p>イ) 乳がん検診 40歳の女性</p> <p>② 内容 対象者に対し、検診手帳や無料クーポン券を送付し、がん検診の受診（再受診）を勧奨する。</p> <p>(2) 精密検査受診再勧奨事業 事業なし</p>	<p>がん検診推進事業については、事業内容が異なるため、国の事業実施要綱に基づき合併時に再編する。</p>

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-9 保健衛生事業	関係項目	4 定期予防接種
調整方針	定期予防接種については、現行のとおり新市において継続する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 感染症を予防するとともに蔓延を予防し、市民の健康を保持する。</p> <p>【概要】 1 種類及び対象者 (1) ヒブワクチン 生後2か月～5歳未満 (2) 小児用肺炎球菌 生後2か月～5歳未満 (3) 四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ） 生後3か月から90か月に至るまで (4) 不活化ポリオ 生後3か月から90か月に至るまで (5) BCG 生後1歳に至るまで (6) 麻しん風しん混合及び麻しん・風しん ① 第1期 生後12か月から24か月に至るまで ② 第2期 年長児 (7) 水痘（水ぼうそう） 生後12か月から36か月に至るまで</p>		<p>【目的】 感染症を予防するとともに蔓延を予防し、子どもや高齢者の健康を保持する。</p> <p>【概要】 1 種類及び対象者 (1) ヒブワクチン 生後2か月～5歳未満 (2) 小児用肺炎球菌 生後2か月～5歳未満 (3) 四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ） 生後3か月から90か月に至るまで (4) 不活化ポリオ 生後3か月から90か月に至るまで (5) BCG 生後1歳に至るまで (6) 麻しん風しん混合及び麻しん・風しん ① 第1期 生後12か月から24か月に至るまで ② 第2期 年長児 (7) 水痘（水ぼうそう） 生後12か月から36か月に至るまで</p>	
具体的な調整内容			
定期予防接種については、現行のとおり新市において継続する。ただし、指定医療機関が異なるため、合併時までに調整する。			

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
(8) 日本脳炎 ① 第1期 3歳から7歳6か月未満 ② 第2期 9歳以上13歳未満 ③ 特例対象者 平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの20歳未満の者 (9) 二種混合（ジフテリア、破傷風） 小学6年生 (10) 子宮頸がん 中学1年生～高校1年生 (11) 高齢者インフルエンザ ① 接種日において満65歳以上の者 ② 60歳以上65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある者 (12) 高齢者用肺炎球菌 ① 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の者 ② 60歳以上65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある者 2 委託先及び実施場所 （一社）館林市邑楽郡医師会 指定医療機関 3 実施期間 通年	(8) 日本脳炎 ① 第1期 3歳から7歳6か月未満 ② 第2期 9歳以上13歳未満 ③ 特例対象者 平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの20歳未満の者 (9) 二種混合（ジフテリア、破傷風） 小学6年生 (10) 子宮頸がん 中学1年生～高校1年生 (11) 高齢者インフルエンザ ① 接種日において満65歳以上の者 ② 60歳以上65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある者 (12) 高齢者用肺炎球菌 ① 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の者 ② 60歳以上65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある者 2 委託先及び実施場所 （一社）館林市邑楽郡医師会 指定医療機関 3 実施期間 通年	

現 況				現 況				具体的な調整内容
館 林 市				板 倉 町				
4 委託料 (委託単価)				4 委託料 (委託単価)				
区分	単価	区分	単価	区分	単価	区分	単価	
ヒブワクチン	9,687円	風しん(第2期)	7,408円	ヒブワクチン	9,687円	風しん(第2期)	7,408円	
小児用肺炎球菌	12,992円	水痘	10,076円	小児用肺炎球菌	12,992円	水痘	10,076円	
四種混合	12,344円	日本脳炎(第1期)	7,884円	四種混合	12,344円	日本脳炎(第1期)	7,884円	
不活化ポリオ	11,102円	日本脳炎 (第2期・特例措置)	7,074円	不活化ポリオ	11,102円	日本脳炎 (第2期・特例措置)	7,074円	
BCG	8,456円			BCG	8,456円			
麻しん風しん 混合(第1期)	11,750円	二種混合	4,968円	麻しん風しん 混合(第1期)	11,750円	二種混合	4,968円	
麻しん風しん 混合(第2期)	10,908円	子宮頸がん	16,524円	麻しん風しん 混合(第2期)	10,908円	子宮頸がん	16,524円	
麻しん(第1期)	8,240円	高齢者インフルエンザ [※]	4,184円	麻しん(第1期)	8,240円	高齢者インフルエンザ [※]	4,184円	
麻しん(第2期)	7,398円	高齢者用肺炎球菌	6,301円	麻しん(第2期)	7,398円	高齢者用肺炎球菌	6,301円	
風しん(第1期)	8,251円			風しん(第1期)	8,251円			
5 自己負担額				5 自己負担額				
高齢者インフルエンザ		1,000円		高齢者インフルエンザ		1,000円		
高齢者用肺炎球菌		2,000円		高齢者用肺炎球菌		2,000円		
上記以外、自己負担なし				上記以外、自己負担なし				

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-9 保健衛生事業	関係項目	5 任意予防接種
調整方針	任意予防接種については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 任意予防接種の費用の一部を助成することにより、被接種者の経済的負担を軽減し、予防接種を受けやすい環境を整え、市民の健康の保持及び増進を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>1 風しん予防接種</p> <p>(1) 対象者</p> <p>① 妊娠を予定もしくは希望している女性又はその夫</p> <p>② 妊娠している女性の夫</p> <p>(2) 助成対象期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日までに受けた予防接種</p> <p>(3) 助成内容</p> <p>① 麻しん風しん混合ワクチン 5,000円</p> <p>② 風しん単独ワクチン 3,000円</p> <p>※生活保護世帯等については、予防接種にかかる実支出額を助成。</p> <p>※助成は、ワクチンの種別毎に1人1回限りとする。</p> <p>(4) 助成方法 償還払い：医療機関でワクチンを接種後、市に申請して助成金の交付を受ける。</p>		<p>【目的】 任意予防接種の費用の一部を助成することにより、予防接種を受けた町民の経済的負担の軽減並びに健康の保持増進に寄与することを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <p>1 風しん予防接種</p> <p>(1) 対象者 妊娠を希望する女性とその夫又は妊婦の夫</p> <p>(2) 助成対象期間 期限なし</p> <p>(3) 助成内容</p> <p>① 麻しん風しん混合ワクチン 5,000円</p> <p>② 風しん単独ワクチン 3,000円</p> <p>※生活保護世帯等については、予防接種にかかる実支出額を助成。</p> <p>※助成は、ワクチンの種別毎に1人1回限りとする。</p> <p>(4) 助成方法 償還払い：医療機関でワクチンを接種後、町に申請して助成金の交付を受ける。</p>	
		具体的な調整内容	
		風しん予防接種については、助成対象期間が異なるため、板倉町の例により合併時に統合する。	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>2 高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種</p> <p>(1) 対象者 定期予防接種の対象者とならない者で、過去に肺炎球菌ワクチンを接種していない満75歳以上の者</p> <p>(2) 助成内容 1,000円（1人1回限り） ※生活保護世帯等については、予防接種にかかる実支出額を助成。</p> <p>(3) 助成方法 償還払い：医療機関でワクチンを接種後、市に申請して助成金の交付を受ける。</p> <p>3 おたふくかぜワクチン予防接種 事業なし</p>	<p>2 高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種</p> <p>(1) 対象者 定期予防接種の対象者とならない者で、過去に肺炎球菌ワクチンを接種していない満75歳以上の者</p> <p>(2) 助成内容 2,000円（1人1回限り） ※生活保護世帯等については、予防接種にかかる実支出額を助成。</p> <p>(3) 助成方法 償還払い：医療機関でワクチンを接種後、町に申請して助成金の交付を受ける。</p> <p>3 おたふくかぜワクチン予防接種</p> <p>(1) 対象者 満1歳から義務教育就学前までの者で、おたふくかぜに罹患したことがなく、かつ、当該予防接種を受けていない者</p> <p>(2) 助成内容 3,000円（1人1回限り）</p> <p>(3) 助成方法 償還払い：医療機関でワクチンを接種後、町に申請して助成金の交付を受ける。</p>	<p>高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種については、助成内容が異なるため、板倉町の例により合併時に統合する。</p> <p>おたふくかぜワクチン予防接種については、板倉町のみ実施しているため、板倉町の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>4 ロタウイルスワクチン予防接種</p> <p>(1) 対象者 市内に居住する生後6週から24週又は32週までの乳児</p> <p>(2) 助成内容 ① 1価ワクチン2回接種 1回当たり 7,500円 ② 5価ワクチン3回接種 1回当たり 5,000円 ※生活保護世帯等については、予防接種にかかる実支出額を助成。</p> <p>(3) 助成方法 償還払い：医療機関でワクチンを接種後、市に申請して助成金の交付を受ける。</p>	<p>4 ロタウイルスワクチン予防接種 事業なし</p>	<p>ロタウイルスワクチン予防接種については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-9 保健衛生事業	関係項目	6 健康まつりに関すること
調整方針	健康まつりについては、合併時に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【名称】 健康まつり</p> <p>【目的】 広く市民が集う市民のつどいと同時に開催し、市民一人一人の健康意識を高め、健康づくり運動の積極的展開を図る。</p> <p>【概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 主催 館林市、館林市健康づくり推進協議会 開催時期 10月第2月曜日（体育の日） 会場 館林市役所駐車場、三の丸芸術ホール 事業内容 <ul style="list-style-type: none"> 健康づくり推進大会 健康づくりに関する各種コーナー (健康情報、健康チェック、健康相談、骨髄バンク、自殺予防啓発、献眼PR、咀嚼機能検査、手作りおもちゃコーナー、親子遊びコーナー、試食コーナー、等) 参加者数 5,685人（平成27年度延べ人数） 		<p>【名称】 健康まつり</p> <p>【目的】 広く町民が集う町民文化祭及び公民館まつりと同時に開催し、健康づくりの普及啓発を図る。</p> <p>【概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 主催 板倉町 開催時期 10～11月 会場 中央公民館、東部公民館、南部公民館、北部公民館 事業内容 各種測定（血管年齢、肺活量、血圧）、個別健康相談、感染症予防啓発、試食コーナー 参加者数 205人（平成27年度延べ人数） 	
		具体的な調整内容	
		健康まつりについては、事業規模や実施回数が異なるため、合併時までには事業内容や実施方法を調整し、再編する。	

寄せられたお問合せと事務局からの回答について

1 期間

平成29年5月8日から平成29年6月6日まで

2 お問合せ数及び方法

6件【内訳】 1件（手紙）

5件（メール）

お問合せ番号17

【お問合せ日：平成29年5月8日、方法：手紙、お住まい：館林市】

『新市のあるべき姿』（シミュレーション）掲載のお願い

市・町合併という大事業への行動に感謝し、その成果を市民として大いなる期待を膨らませて見守らせて頂いて居ります。「合併協議会だより」を拝読、進捗状況を楽しみにしている一市民でございます。

さて、協議会設置（平成28年4月15日）を決定された背景として「新市のあるべき姿」を見据え、市議会論議の上、可決されたものと理解しております。私共はここで論議され『新市のあるべき姿』を策定された新市基本計画（案）を協議会が具体化に向け企画立案し、実施行動する進捗状況を「合併協議会だより」を通して拝見させて頂きたいと思っております。

つきましては、『あるべき新市』を誕生させる為の「想定される課題」を主要テーマ毎に「合併協議会だより」に提示されますよう希望しております。出来れば、合併のメリットとデメリットを明確に区分され、私共でも容易に理解できるレベルでお願い致します。勿論デメリットの改善方策も出来るだけ具体的に表現され、協議会論議の内容と方策実施の進捗がこれからの「協議会だより」を通して得心できるようお願い致します。

要は私どもが知りたいのは『まもる つなぐ きづく 新たな共創都市〇〇〇〇』と言った字句による新市の将来像では無く、数字で表現される新市を見詰めたいたいです。合併による行政改革がどの様に展開されるのか、結果どのような合理化効果が醸成され、そしてこれらが私共の日常生活にどのように還元されるの

か、現実の形として表して頂きたいものです。何れ5～10年程度の中長期基本計画として纏めて頂けるものと存じますがそのプロセスが知りたいのです。市・町合併というこの最良のチャンスに、踏み込んだ行政改革を遂行し、最大の効果を挙げられますよう期待しております。

幸い新市長が誕生し、新会長の采配でどのように展開されるのか、これもまた最大の期待であり、市民の大きな関心ごとと思っております。

誠に勝手なことを申し上げ、無礼の段、何卒ご容赦くだされ度、お願い申し上げます。先ずは益々のご活躍をご期待申し上げます。

事務局からの回答

この度は、合併協議会に対して貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

まず、合併のメリットとデメリットを区分した「想定される課題」の提示につきましては、今後、合併協議会に提案する新市基本計画「素案」におきまして、「合併により期待される効果（メリット）」及び「合併の課題（デメリット）と対応策」を具体的に記載したいと考えております。合併協議会において審議・決定となりましたら、それらを合併協議会だよりに掲載し、住民の皆様にお示しいたします。

次に、字句による新市の将来像では無く、合併による行政改革がどの様に展開されるのか数字で新市を表現することにつきましては、同じく新市基本計画「素案」におきまして財政推計を記載したいと考えております。その中には、合併による経費削減効果として、人件費や物件費の削減、また、今後10年間の歳入・歳出の見込みを数字で記載したいと考えております。

現段階では、新市基本計画の「骨子」までが合併協議会において審議・決定されております。今後、両市町の担当課において検討を重ね、より具体的に記載した「素案」を提案し、さらには、税や福祉など住民生活に影響がある合併協定項目が審議・決定となりましたら、両市町で住民説明会を開催し、皆様からのご意見を反映させたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、今回いただきましたご意見は、合併協議会委員の皆様にご報告させていただきますので、よろしくお願いたします。

お問合せ番号18

【お問合せ日：平成29年5月9日、方法：メール、お住まい：館林市】

これまで、16個の市民の声がメール等で寄せられていると思います。これらは、市民として真剣に合併協議の進捗に関心を抱いて見守りかつ、自分の意見を述べてくれたものであり、まさに『市民の声』です。

この声を協議会開催の案内と共に事前に委員の皆さまにお届け頂いているとは思いますが是非、これらの声を活かして頂ければと思います。

事務局からの回答

この度は、合併協議会に対して貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

これまでに皆様からいただきましたご意見等は、合併協議会開催前に資料として送付しておりますので、委員の皆様には事前にご覧いただいていると考えます。

今後もいただきましたご意見を委員の皆様をはじめ、ホームページに掲載することでより多くの方々にご覧いただけるよう引き続き努めてまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

お問合せ番号19

【お問合せ日：平成29年5月19日、方法：メール、お住まい：長野県】

合併は編入式にしていただきたいです。対等だとコストがかかってしまいます。

厳しい言葉ですが、1年以上かけての会議ですね。協議会設置も税金です。私個人は1日でも早く合併してほしいです。

合併の必要性は少子高齢化・行政の効率化です。先見の明をもっていただきたいです。

事務局からの回答

この度は、合併協議会に対して貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

まず、合併の方式につきましては、合併協定項目の中でも重要な項目であり、各委員から意見を伺いながら慎重審議を重ねているところです。

また、会議の開催期間につきましては、会長不在の期間が生じたことなどで時間を要しておりましたが、4月に新会長が選任されたため、引き続き協議を進めてまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

なお、今回いただきましたご意見は、合併協議会委員の皆様に報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

お問合せ番号20

【お問合せ日：平成29年5月24日、方法：メール、お住まい：館林市】

合併方式の審議が継続となりましたが、須藤市長のおっしゃるとおり、ここは時間をかけても良いところと思います。審議する上での論点を以下のように考えますのでご検討いただければと思います。

①対等合併か吸収合併か、という議論はやめましょう。

- ・以前にも投稿した通り、この言葉は企業合併の方式で使用するものであり、自治体合併においては、精神論であり、「対等合併」しかありえません。

- ・また、新設合併／編入合併と言葉を変えている意味をしっかりとらえて頂きたい

- ・事務局資料に記載のとおり、どちらの方式としても協議事項毎に議論をして、新市としてどうあるべきかは検討されるものです。ただその場合、ベースがあるかないかという違いですし、0から検討ということであれば、協議事項毎にその事業における「理念」から組み立てることとなります。

②「合併ありき」を前提に検討

- ・ある程度のスピード感をもって推進する意味
- ・じっくり時間をかけて推進する意味を、住民目線でどう捉えるか、協議事項毎にどちらを採るかを選択できるということの認識を持つこと

③住民感覚をどうとらえるのか

(1)板倉町民

- ・合併を提案された人たちの思いはどうか
- ・合併の提案に加わらなかった人たちの思いはどうか

(2)館林市民

- ・どう思っているのか、住民意思は必ずしも明確でない
- ・全く、盛り上がってない（無関心）現実があります。（自分達にとって、不利益、不条理なものであれば合併は不要と思っているのではと推察します）

⇒そこで提案ですが、各委員の出身母体の構成員の意思を確認して次回の審議に臨んでほしいと思います。（その方法や規模は委員に任されるものですが）

- ・いずれにしても、合併の必要性をどう結論づけるのか、そして納得性のある合併方式はどちらなのかの事と思います。

事務局からの回答

この度は、合併協議会に対して貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

まず、「①対等合併か吸収合併か、という議論はやめましょう。」というご意見につきましては、ご指摘いただきましたとおり、事務局としても懸念する事項でありましたので、事務局としましては、一貫して「新設合併・編入合併」という表現を使っております。しかし、一般的には、「対等合併・吸収合併」と表現されていることもあるため、その言葉が広がってしまっていることも事実です。事務局としましては、引き続き「新設合併・編入合併」と表現してまいりたいと考えております。

次に、「②「合併ありきを前提」ということにつきましては、法定協議会という性格から、両市町が合併した場合に、まちづくりや行政サービスなどをどうすべきなのかの協議を進めておりますが、最終的な合併の判断は、住民の代表である両市町の議会が行うこととなります。

なお、協議事項ごとに「ある程度のスピード感を持つ」、「じっくり時間をかける」を選択する認識を持つべきというご意見につきましては、内部的な事務事業に関しては早期調整に努めており、特に住民生活に大きく関わる24の合併協定項目につきましては、事前説明としての「協議」、その後、採決に向けた「審議」という2つの場面で検討をいただくなど、時間をかけるべきものと認識しております。

最後に、「③住民感覚をどうとらえるのか」につきましては、住民の代表である両市町の議会議員や区長、商工業、農業などの各分野の代表者の皆様に委員になっていただき、第2回合併協議会の会長あいさつの中にもありましたように、それぞれの団体での意見集約をお願いしておりました。第4回合併協議会でご意見を伺った際には、複数の委員から関係者からの意見を集約した旨の発言がありましたので、引き続き意見集約いただけるものと考えております。

合併協議会では今後も慎重審議に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

お問合せ番号21

【お問合せ日：平成29年5月26日、方法：メール、お住まい：館林市】

《お問合せ番号20への回答に対して》回答頂きありがとうございます。

内容について了解しますが、一点「それぞれの団体での意見集約」についてはそのように受け取れない委員（割と多くの）の発言もあったと感じていますので再度、委員長名（事務局名でも構いませんが）で「それぞれの団体での意見集約」を行い次回の審議に臨んで頂きたい旨の通達を是非行って頂きたいと思えます。

（大変失礼な言い分ですが、「第2回合併協議会の会長あいさつ」は忘れていらっしゃる方が多いのではないのでしょうか）（また、「今後の審議項目の前提となる項目」であり、しっかりした審議とすることからも是非必要と思えます）

宜しく、お願いします。

事務局からの回答

この度は、合併協議会に対して貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

第4回合併協議会での須藤会長の発言に「それぞれの委員さんがそれぞれの団体から深く意見を聴取する時間があっても良いと考えている。」という旨の発言もあったことから、改めて、検討する時間を設けたいと考えています。また、それぞれの委員の皆様方については、それぞれを代表される立場の方々でいらっしゃいますので、ご理解をお願いします。

お問合せ番号22

【お問合せ日：平成29年5月28日、方法：メール、お住まい：埼玉県】

館林市出身の若者です。いずれは故郷に帰りたいと思っている身として、メールいたします。

ホームページを拝見し、感じたのはTwitterやLINEの活用をしていただきたい、という事です。若年層ほど、政治や市政への関心は薄いものです。SNSなどを活用し、若者の協議会への関心の開拓や意見のきっかけを増やしてほしいのです。これから長期にわたって両市町を支えていく方々の意見こそ、積極的に集めていくべきではないでしょうか。

また、合併協議を子供たちの教材にしてはいかがでしょうか。小中学校の生徒で疑似的な議会を開くことで、子供たちが地元の魅力を知り、郷土愛を深め、議会への貴重な意見も集められるのではないのでしょうか。協議会の趣旨と権限を逸脱しているかもしれませんが、是非、ご検討ください。

事務局からの回答

この度は、合併協議会に対して貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。まず、TwitterやLINEの活用につきまして、本協議会では、館林市、板倉町の住民の皆様にご協賛状況をお知らせするために、ご存じのとおり、ホームページを開設し、ご意見やお問合せへの対応も行っていきます。加えて、合併協議会開催毎に、その結果を広報紙として毎戸に配布し情報提供に努めているところです。

SNSの活用という提案につきましては、関心を高めるきっかけづくりになると考えますが、協議内容及び結果を適切に伝えるという観点から、引き続き、ホームページ及び広報紙による情報提供に努めてまいります。

次に、教材にすることにつきましては、ご指摘のとおり、合併協議会が両市町の教育現場における教材として依頼を行うことは、権限を有しておりませんので、ご理解ください。

最後に、疑似的な議会の開催につきましては、館林市においては、毎年小学生が市長に対し自発的な質問や要望を行う、模擬議会としての「子ども議会」を開催していますので、ご理解をよろしく申し上げます。